

## 第5期

南富良野町地域福祉計画

南富良野町地域福祉実践計画



令和8年3月

南富良野町・南富良野町社会福祉協議会

# 目 次

<b>第1章 計画策定の目的と位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨 .....	1
2 計画の意義 .....	2
3 計画の目的 .....	2
4 計画の位置づけ .....	2
5 計画期間 .....	7
6 計画の策定方法 .....	7
7 分野横断的な連携体制の整備 .....	8
<b>第2章 南富良野町の地域福祉の課題</b> .....	<b>9</b>
1 地域の現状 .....	9
<b>第3章 前期計画の評価・検証</b> .....	<b>14</b>
1 福祉教育 .....	14
2 福祉活動 .....	18
3 サービス提供 .....	21
4 安全・安心環境 .....	27
<b>第4章 基本理念と目標</b> .....	<b>33</b>
1 基本理念 .....	33
2 計画の目標 .....	35
3 各福祉分野における重点的な取り組み .....	36

<b>第5章 施策の方向と展開</b> .....	<b>38</b>
1 福祉教育.....	38
2 福祉活動.....	40
3 サービス提供.....	42
4 安全・安心環境 .....	45
<b>第6章 南富良野町自殺対策計画</b> .....	<b>48</b>
1 計画策定の目的と位置づけ .....	48
2 自殺対策に関する現状と課題.....	49
3 自殺対策の基本方針と対策7本柱.....	51
4 施策の方向と展開 .....	53
<b>第7章 南富良野町成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	<b>56</b>
1 計画策定の目的と位置づけ .....	56
2 成年後見制度利用に関する現状と課題.....	58
3 基本理念と目標 .....	61
4 施策の方向と展開 .....	63
<b>第8章 計画の推進に向けた取り組み方針</b> .....	<b>67</b>
1 協働による地域福祉の推進 .....	67
2 行政と社会福祉協議会との連携 .....	68
3 計画の検証と見直し.....	68
<b>資料編</b> .....	<b>69</b>
1 富良野圏域における福祉関連サービス一覧.....	69
2 南富良野町及び社会福祉協議会の福祉関連サービス一覧.....	70
3 南富良野町地域福祉計画策定委員会名簿 .....	71
4 南富良野町地域福祉計画策定委員会の検討協議経過.....	71
5 南富良野町地域福祉計画策定事務局体制 .....	71
6 南富良野町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	72

# 第1章 計画策定の目的と位置づけ

## 1 計画の趣旨

近年、わが国全体で人口減少や少子高齢化が進展する中で、身近な住民同士や世帯間の交流が希薄化し、「家庭や地域の支え合いの力」の低下が顕著となっています。その結果、ひきこもり等の複合的な課題を抱える「8050問題」や家族の介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、本来大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行っている「ヤングケアラー」など、従来の対象者ごとの縦割りの制度だけでは対応が困難な課題が表面化しています。また、令和6年度に全面施行された「孤独・孤立対策推進法」にもある通り、社会的な孤独・孤立の問題への迅速かつ柔軟な対応も喫緊の課題となっています。

本町においても、急速な人口減少と少子高齢化が進み、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、地域福祉に対する住民ニーズが多様化・複雑化しています。一方で、ボランティアや介護職員などの地域福祉の担い手不足も深刻な状況にあります。

このような状況に対応し、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して住み慣れた南富良野町で暮らし続けることのできる環境づくりが重要になります。

そこで、分野・主体間を越えた連携による支え合いの仕組み「地域包括ケアシステム」を、さらに深化させ、属性や世代を問わず丸ごと相談を受け止める「重層的支援体制」の構築を推進することで、誰もが役割を持ち、支えあえる「地域共生社会」の実現を目指します。

また、今後も少子高齢化の進行が予想される本町では、福祉ニーズの拡大は必須です。総合計画のもと、町ならではの地域福祉計画を策定し、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援に加え、自力避難が困難な方への「個別避難計画」の作成支援といった「防災・災害対策」など、さまざまな課題に地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して取り組み、みんながいきいきと安心して暮らせる町を目指します。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としてサービス利用者一人ひとりの日常生活をきめ細かく支援していくことに大きな期待が寄せられています。

本町の福祉においては、行政と社会福祉協議会が補完・補強し合う関係にあり、それぞれの計画が目指すべき目標、生活課題、社会資源においても共有するものです。推進内容の共有化を図り、両者が協働して円滑に地域福祉を進めるため、第1期計画から計画を合本して策定しています。

このような観点を踏まえ、住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、近年の激甚化する災害への備えや、孤独・孤立問題など新たに顕在化した地域課題を確実に反映させるため、前期計画の見直しを行い、今後の地域福祉の指針となる「第5期 南富良野町地域福祉計画・南富良野町地域福祉実践計画」を策定するものです。

## 2 計画の意義

計画策定における住民参加は、地域住民一人ひとりが地域福祉を推進する主体（一員）という認識を持つ必要不可欠な機会です。

これは、行政や社会福祉協議会にとっても、地域住民の生活課題を再発見・再認識する機会となり、それを共有して時代や地域状況に適合した、よりよいサービスを提供する体制づくりにつながることから、この計画づくりの過程そのものが大きな意味を持つこととなります。

また計画は、住民自身が地域で活動するための行動計画となるもので、住民主体によるまちづくりを推進していく上で欠かすことのできないものであります。

## 3 計画の目的

本計画は、本町における福祉に関するマスタープランとして、福祉によるまちづくりのランドデザインを示すものです。町が「地域福祉計画」を、町社会福祉協議会が「地域福祉実践計画」を策定し、地域福祉に関する施策の総合的な推進に資することを目的とします。

## 4 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。また、「南富良野町第6次総合計画」に基づいた地域福祉のマスタープランであり、別に定められた「すこやかみなみふらの（特定健康診査等実施計画）」「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画」など、法の根拠を異にする高齢者、障がい者、児童という対象ごとに策定されている、個別計画と調和をとり、それぞれを横断するものとして位置づけられる計画です。

また本計画は、策定委員会における検討を踏まえ、今後、南富良野町が目標とする新たな地域福祉を実現するため、基本的な方向性と具体的な施策の展開方向を示すもので、地域福祉の推進に重要な役割を果たすものです。

## 【社会福祉法 第107条 の規定】

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## （2）地域福祉実践計画の位置づけ

地域福祉実践計画は、「地域福祉」を推進するために地域住民、ボランティア、福祉団体等が参画して策定する計画で、次のような特徴と目的を担っています。

### （計画の特徴）

「地域福祉計画」が地域福祉を計画的に推進するための行政計画であるのに対し、「地域福祉実践計画」は、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する活動・行動計画です。

地域福祉に関わる多種多様な生活課題に対し、地域住民、関係機関・団体等が連携し、適切な役割分担のもと、福祉のまちづくりに向けて第一歩の取り組みを示す計画です。

### （計画の目的）

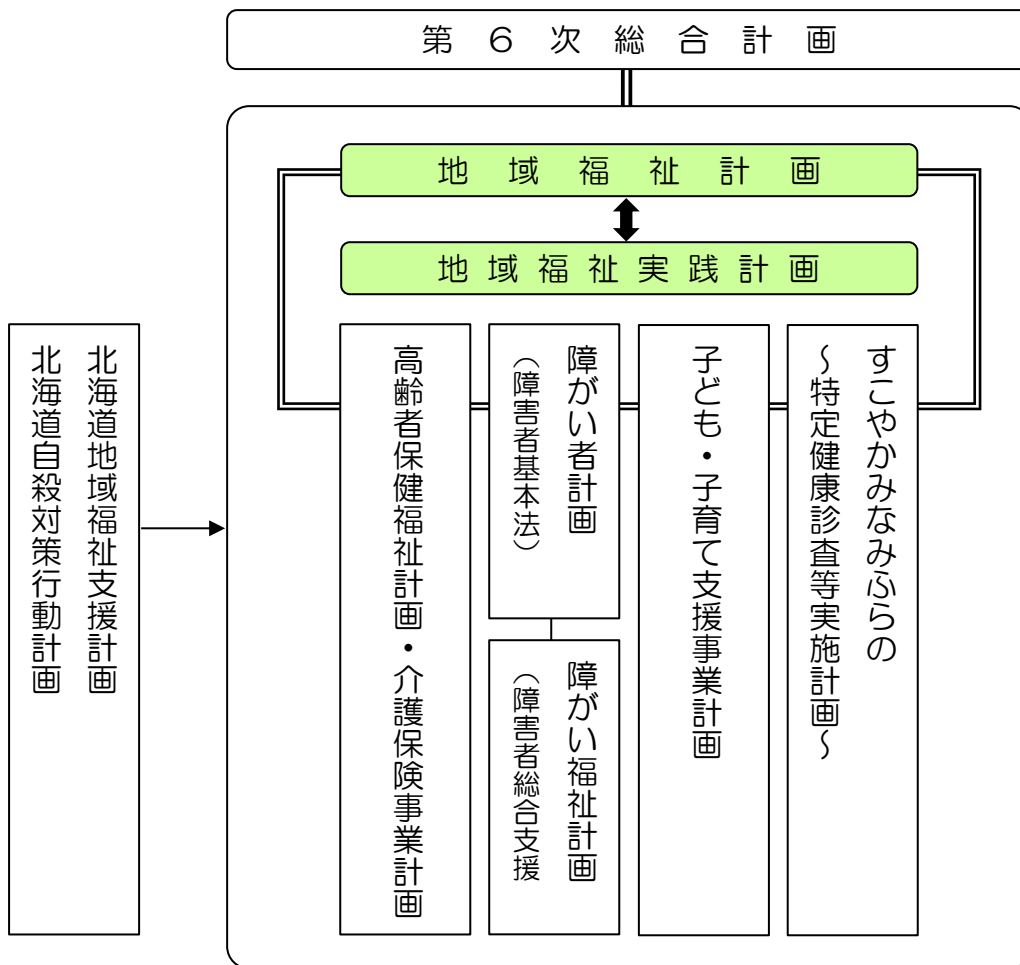
だれもが、住み慣れた地域で、個人として尊ばれ家族や隣近所と温かなきずなを保ちながら、地域の一員としてのつながりを持ち、ともに支えあい助けあい、安心して暮らし続けていける地域社会を望んでいます。

地域には、生きがいを見出せない人、家に閉じこもりがちな人、育児に悩んでいる人、また貴重な経験や知識技術を持ちながら生かす場を見つけられずにいる人など様々な生活課題を抱えている人がいます。

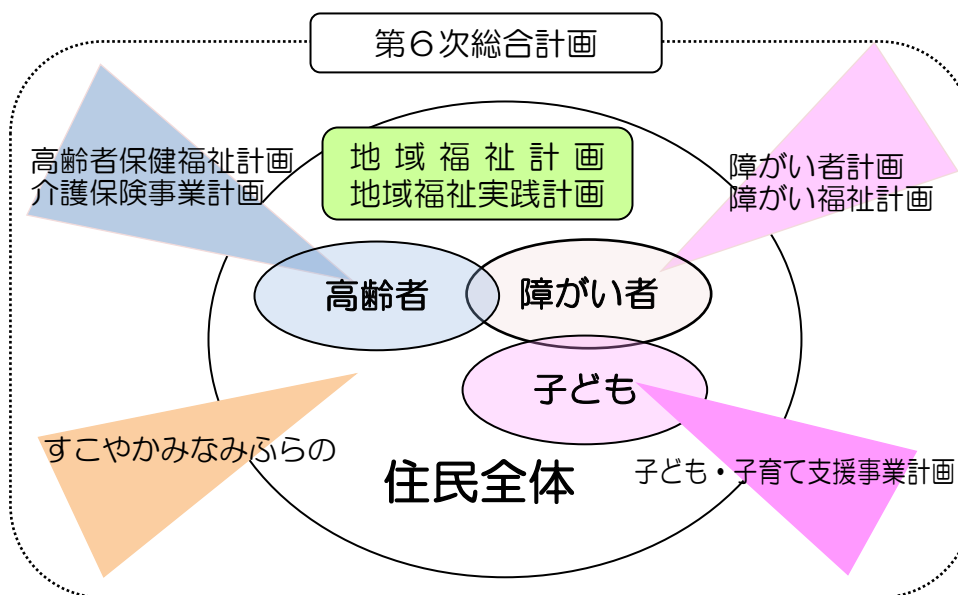
そのすべての地域の人々が、心をひとつにしてより住みよい町、誇りの持てる地域社会づくりを目指して、みんなで考え、みんなで支えあい、みんなで解決する、そんな地域のネットワーク・活動が求められています。

地域福祉実践計画は、新しい社会福祉法の「個人の尊厳」「自立生活の支援」「地域福祉の推進」「福祉サービスの提供の原則」を踏まえ、「誰もが住みよい福祉のまちづくり」を目指して策定するものです。

各計画の位置づけ



地域福祉計画・地域福祉実践計画の位置づけ



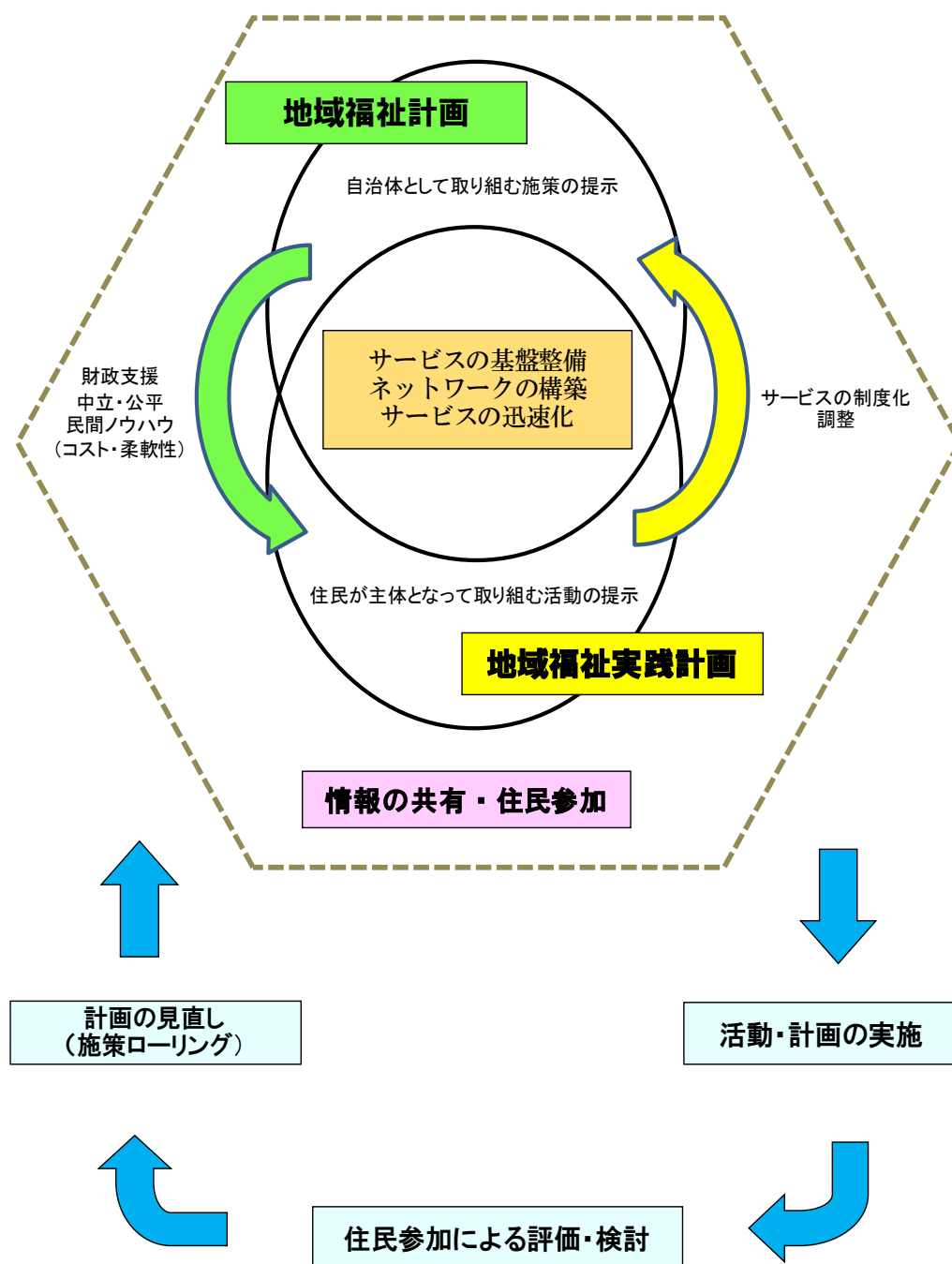
### (3) 地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係

南富良野町が策定する「地域福祉計画」は、住民の参加を得て地域生活上の課題を解決すべく必要なサービス内容を明らかにし、サービスを提供する体制を計画的に整備する行政計画です。

一方、南富良野町社会福祉協議会が推進する「地域福祉実践計画」は、地域住民と各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

したがって両計画は地域の生活課題や社会資源、地域福祉推進の理念など共有化を図り福祉活動と支援策を共通に位置付け相互に連携するものである。

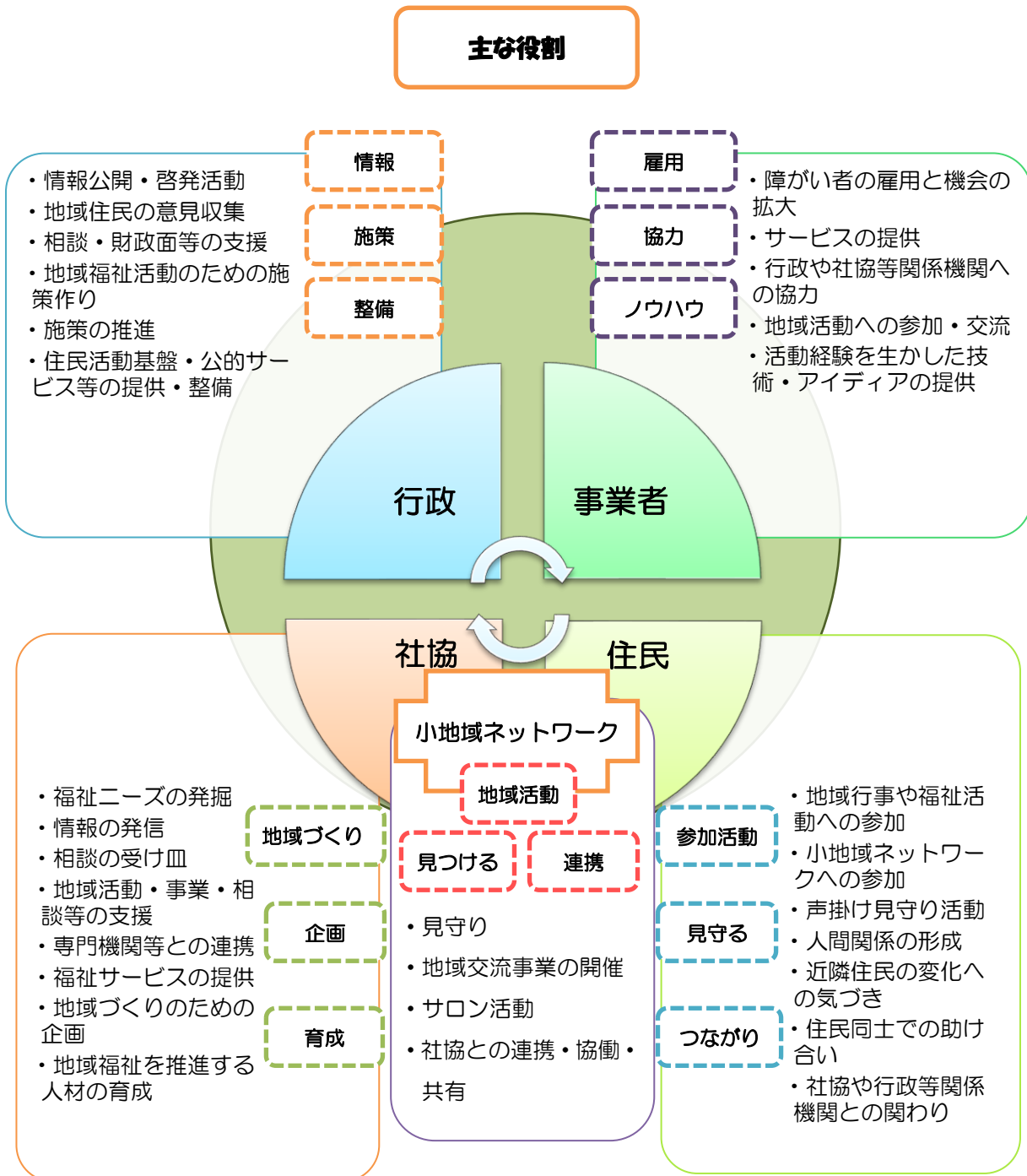
#### 【計画の関係フロー】



#### (4) 「行政」・「社協」・「事業者」・「住民」・「小地域ネットワーク」の主な役割

前期南富良野町地域福祉計画・地域福祉実践計画では、「行政」・「社協」・「事業者」・「住民」・「小地域ネットワーク」がそれぞれの役割を担い連携することで、施策の推進を図ってきました。

第5期の計画においても、それぞれが役割を果たし、連携をより強めていく必要があります。



## 5 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第 4 期									
					第 5 期				

※ 計画の進捗状況や制度改革、地域情勢などが著しく変化した場合は、状況に応じて適宜見直しを検討するものとします。

## 6 計画の策定方法

住民の積極的な参加による計画の策定を図るため、次の方法により住民の様々な意見、ニーズなどの把握に努め、計画策定に取り組みました。

### (1) 南富良野町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、関係団体、保健医療福祉関係者など10名による「南富良野町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

この策定委員会は、町が委員を委嘱して設置したのですが、本計画書は社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と合本して作成することから、本策定委員会においては、両計画策定を合わせて検討しました。

### (2) 住民アンケート

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、町民を対象に住民アンケートを実施しました。

調査票数/対象	1,000票/南富良野町民
調査方法	無作為に抽出し、郵送・回収
調査期間	令和7年12月
回収状況	有効回収数 380票(人)
回収率	38.0%

## 7 分野横断的な連携体制の整備

地域生活課題を抱える人を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療も含めた分野横断的な連携体制の構築を検討します。

また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制の構築を検討します。

## 第2章 南富良野町の地域福祉の課題

### (1) 南富良野町の概要

南富良野町は、北海道のほぼ中央に位置し、空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山という6つの地区から形成され、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に隣接しています。

町域は、東西 43.3 km、南北 45.9 km、総面積 665.54 km<sup>2</sup>と広大で、そのほとんどが自然のままの豊かな森林となっています。

山間の地形のため、昼夜の寒暖の差が大きく、夏冬の季節温度の差が 50℃を上回ることもあり、また、冬期間の積雪も多く北海道の中でも大変厳しい気象条件にあります。

交通網は、東西に国道 38 号、南北に国道 237 号の主要幹線があり、道東自動車道が占冠村から札幌市まで接続しています。

農業を基幹産業として発展を遂げてきましたが、年々農業就業者数は減少傾向にあり、過疎化が進んでいます。

#### 【南富良野町の位置】

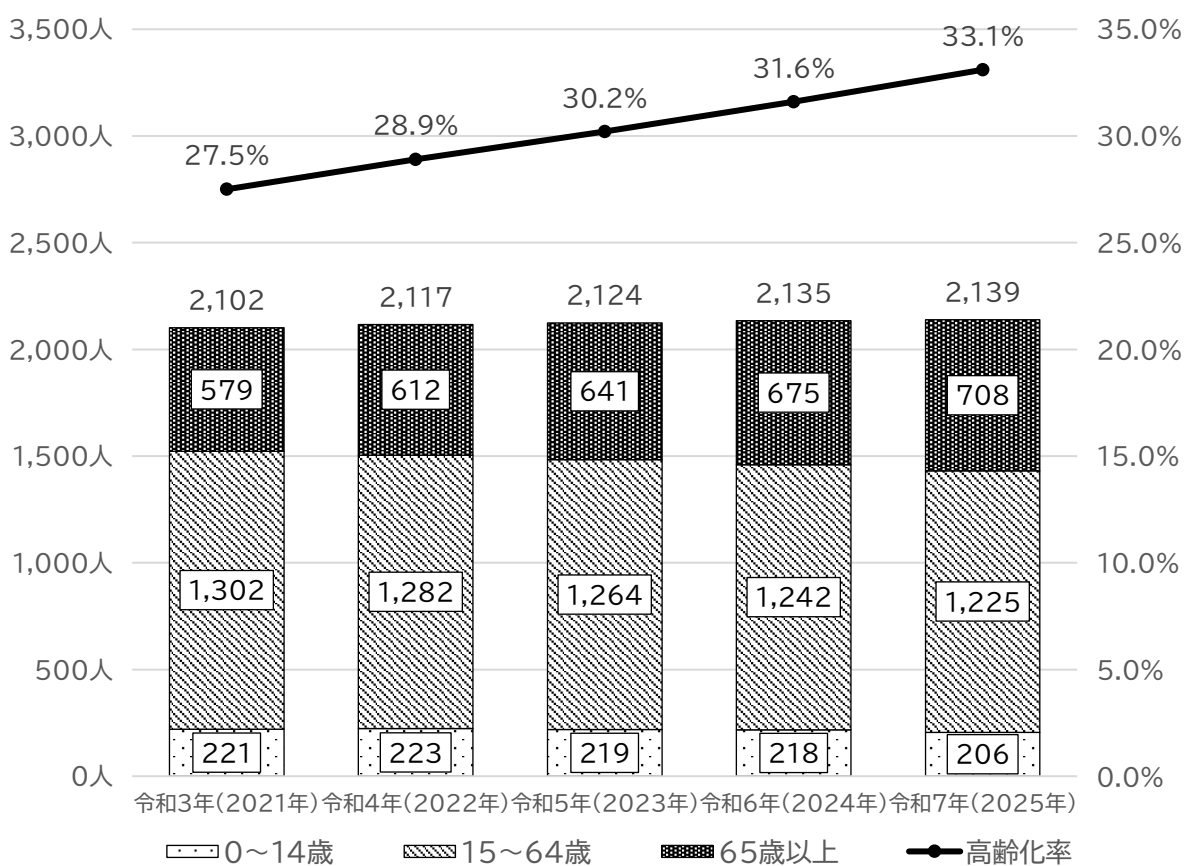


## (2) 人口の状況

本町の人口は横ばい状態ではありますが、令和3年と比較して37人増加し、現在（令和7年4月）2,139人です。

また、高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）について、令和7年には33.1%と人口の約3割以上を65歳以上が占めていますが、子ども（0～14歳）の割合は10%を下回りました。

【人口・人口構成の動向(各年4月1日現在)】



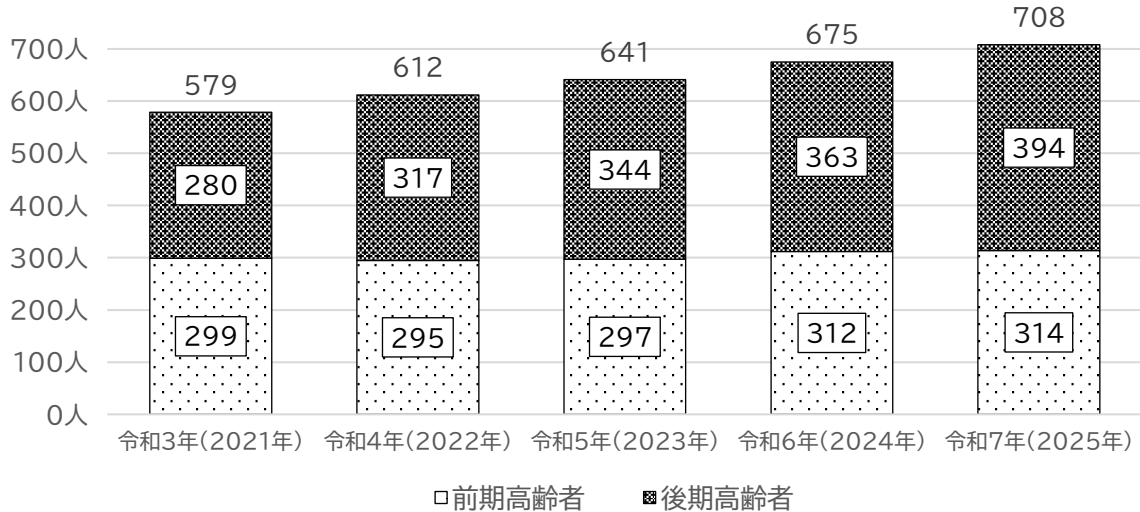
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
65歳以上 (高齢化率)	27.5%	28.9%	30.2%	31.6%	33.1%
15～64歳	61.9%	60.6%	59.5%	58.2%	57.3%
0～14歳	10.5%	10.5%	10.3%	10.2%	9.6%

### (3) 高齢者の状況

#### ① 高齢者数

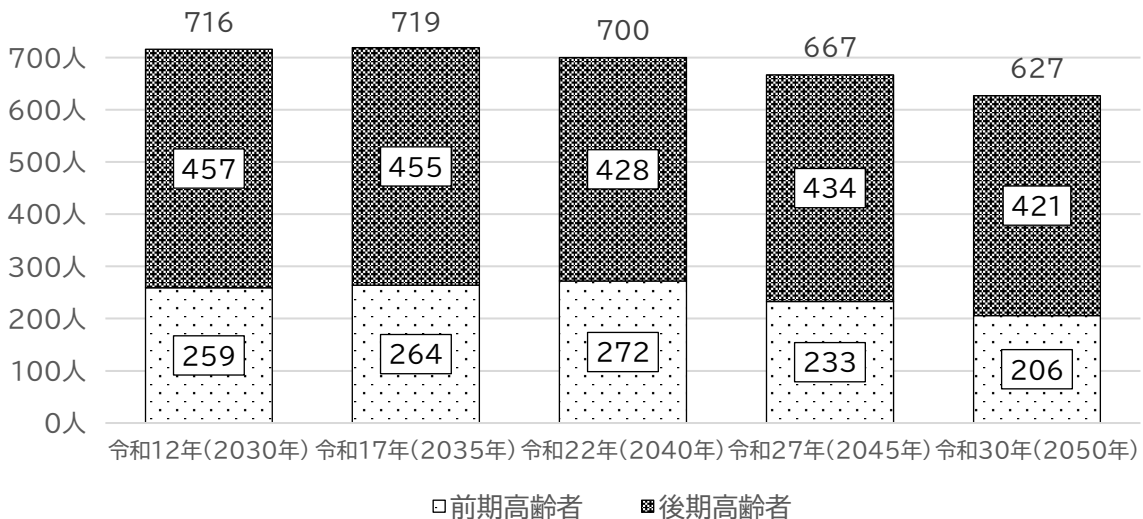
高齢者人口は、年々増加傾向にあります。

年齢区分でみると、前期高齢者（65～74歳）は299人から314人に、後期高齢者（75歳以上）は、280人から394人に増加しています。



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
後期高齢化率	13.3%	15.0%	16.2%	17.0%	18.4%
前期高齢化率	14.2%	13.9%	14.0%	14.6%	14.7%

#### 今後の高齢者数推移

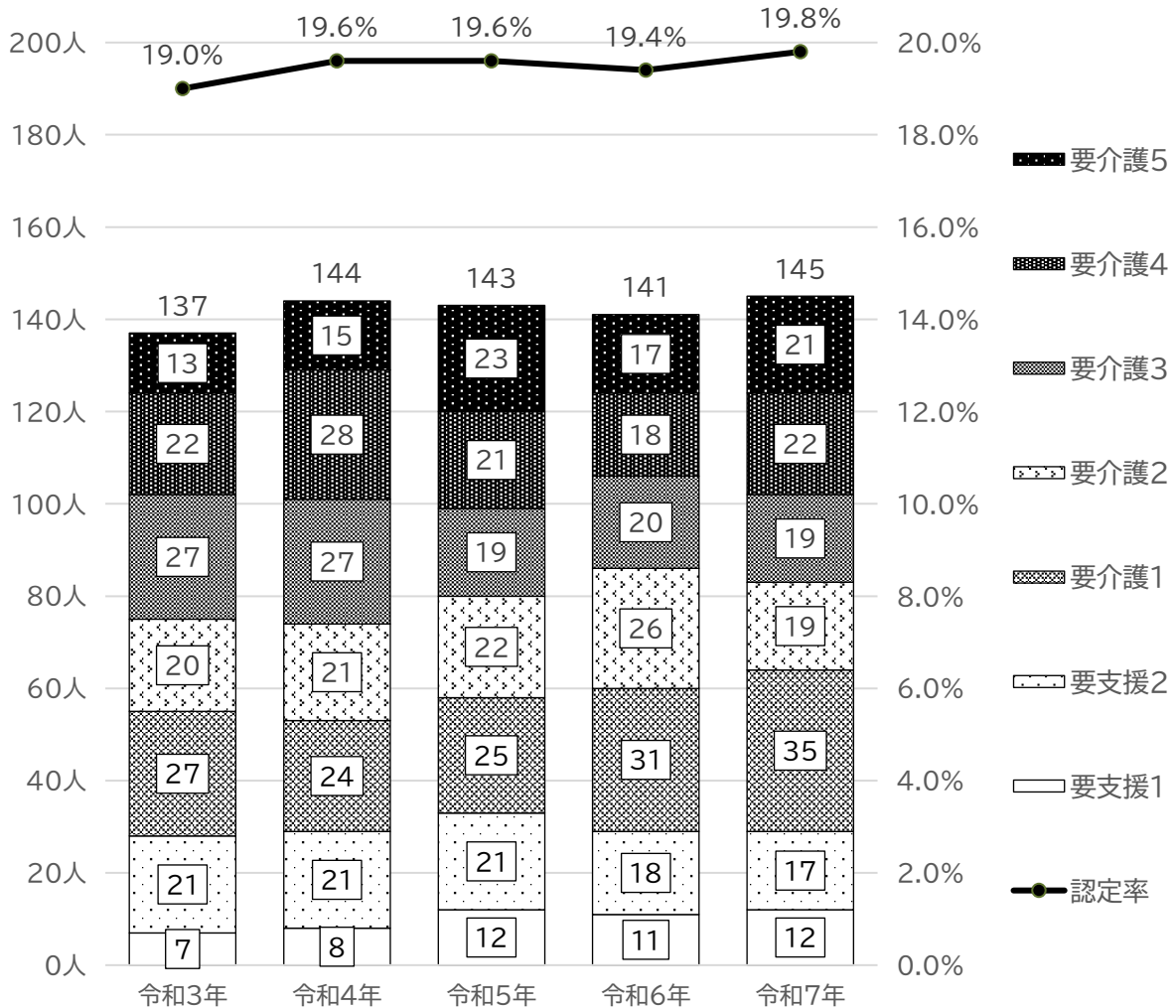


	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和30年 2050年
後期高齢化率	22.1%	23.8%	24.1%	26.3%	27.7%
前期高齢化率	12.5%	13.8%	15.3%	14.1%	13.6%

## ② 要介護認定者数

要介護認定者数及び第1号被保険者に対する要介護認定者の比率（認定率）については、おおよそ横ばい傾向で推移しています。

【介護別認定者数と認定率の推移(各年3月31日現在)】



## (4) 障がいのある人の状況

障害者手帳交付数は、令和3年は191人、令和7年は196人おおよそ横ばい傾向で推移しています。

【障害者手帳交付状況(各年4月1日現在)(件)】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体障害者手帳	143	137	135	145	139
療育手帳	41	42	48	50	50
精神障害者 保健福祉手帳	7	8	9	7	7
合計	191	187	192	202	196

## (5) 子どもの状況

保育所、小学校・中学校の児童数は、多少の上下はあるものの、おおよそ横ばい傾向で推移しています。

【通所・通学状況(各年5月1日現在)(人)】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
幾寅保育所	60	55	60	53	49
金山保育所	12	12	9	5	2
合 計	72	67	69	58	51
南富良野小学校	88	87	91	94	96
南富良野西小学校	20	20	23	19	16
小学校 計	108	107	114	113	112
南富良野中学校	37	40	36	38	37
合 計	145	147	150	151	149

## (6) 生活保護の状況

被生活保護世帯人員及び被生活保護世帯数は、多少の上下はあるものの、おおよそ横ばい傾向で推移しています。

【生活保護の状況(各年4月1日現在)(人・世帯)】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
被生活保護世帯人員	27	26	27	27	33
被生活保護世帯数	23	22	23	24	28

## 第4期計画の評価・検証

### 1 福祉教育

#### (1) 生涯学習、福祉教育の推進

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 ボランティア 育成  実践計画	学校と連携し、収集ボランティアなどを通じた福祉活動の担い手づくりを行います。	各学校への協力要請および連絡調整を実施。高校生は除雪や保健福祉センターの清掃等。中学生はデイサービス等の利用者との交流活動。	学事日程との調整が課題となっている。今後は、学校側との緊密な連携のもと、参加しやすい環境整備やプログラムの多様化を検討する必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
○				
2 障がいを理解する福祉教育の充実  福祉計画・実践計画	障がいを正しく理解して、適切な支援方法や思いやりの気持ちを醸成するために、学校や地域住民を対象に福祉学習を実施します。	学校において年間を通じた福祉学習が取り組まれており、社会福祉協議会の職員が講話などを行いました。	高齢者や障がい者への関心喚起に一定の成果を上げている。成果を維持しつつ共生社会の実現に向けた取組として継続・発展させる必要がある。	A
新規	継続	拡充	検討	
○				

#### (2) 人材の育成・地元雇用の創出

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 資格取得機会の確保  福祉計画	新たな介護人材を養成するため、研修費等の助成事業を実施します。	民間等で開催する介護職員初任者研修を修了した町民に対して、研修費を助成。 実施状況 令和6年度 1名 令和7年度 5名	助成制度の活用により、町内での介護就労につながるなどの成果が得られた。依然として地域における介護人材の確保は喫緊の課題であるため、次期計画においても本事業を継続し、人材の安定的な確保を図る必要がある。	A
新規	継続	拡充	検討	
○				

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
2 福祉事業所等の 職員研修の実施  実践計画	社協職員等の接遇、専門性の向上を図るための研修会を実施します。	行政では、各種会議や研修会に出席しているほか、社会福祉協議会と大乘会では、職員を対象とした自主研修会を開催しています。	各種研修会への参加等により、職員の専門性向上に一定の成果が得られている。今後も地域全体のケアの質を底上げしていく必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
	○			
ボランティアセンター事業の充実  実践計画	ボランティアコーディネーターの育成を図ります。 研修会への職員派遣や広報活動の充実を図ります。 災害ボランティアネットワークの構築とボランティアの育成を行います。	社会福祉協議会がボランティア通信の定期発行による広報啓発活動を行い、事業を通して関係団体とのネットワークづくりに取り組んでいます。	ボランティアコーディネーターの養成や各種団体と連携し、地域防災力の要となるボランティア支援体制を強固なものにする必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
	○			

### (3) 地域交流基盤の整備促進

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 福祉関係機関会議の開催	行政、社会福祉協議会、大乘会が連携し、外国人介護福祉士を含めた福祉担い手対策など地域福祉の充実を図ります。	福祉担い手対策推進会議の開催（大乘会・社協・町）	基本方針に基づき、連携体制は維持されているが、コロナ禍の影響により対面での情報共有には制限があったため、今後は各機関が抱える困難事例への解決策の検討をさらに充実させる必要がある。	B
福祉計画・実践計画				
新規	継続	拡充	検討	
	○			
2 小地域ネットワーク活動の推進	小地域ネットワーク活動を通じた見守り活動や声掛け運動、交流事業等の活動を行います。	各町内会や自治連合会を核とした小地域ネットワークが見守りや声掛け、個別訪問、サロンなどの交流活動のほか、各組織による活動推進会議を開催しています。	単身高齢者世帯等の増加に伴い、見守りや声掛け活動の重要性はさらに高まっている。地域全体で支え合う「共助」の精神をより強固に醸成する必要がある。	A
福祉計画・実践計画				
新規	継続	拡充	検討	
	○			
事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
3 介護支援ボランティア事業	ボランティア活動によって取得したポイントを換金できる「介護ボランティア事業」の利用を促進し、住民相互の助け合いと交流の拡大を図ります。	町社会福祉協議会と連携し、事業を活用したボランティアスタッフの募集を行い、住民相互の助け合いと事業の充実を図ることができました。	ボランティアの養成面では成果が見られるものの、利用者側のニーズ把握が不十分であり、事業の広がりには至っていない。次期計画に向けては制度をより利用しやすい形へ再構築する必要がある。	B
福祉計画・実践計画				
新規	継続	拡充	検討	
	○			

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
4 地域活動の活性化  福祉計画・実践計画	地域団体の活性化を図るため、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、活動場所の提供や行事の開催支援等に努めます。	地域住民が主体となって活動できるよう、関係機関と連携して行事開催の支援を行った。	各種活動への参加促進により、住民の地域福祉に対する意識向上に一定の成果が見られる。	A
新規	継続	拡充	検討	
○				
5 自治会を基盤にした活動の支援  福祉計画・実践計画	地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるよう活動を支援します。地域課題を全体的に捉え、地域住民による福祉活動（子どもや高齢者の見守り・声かけ、災害時の助け合い、美化活動など）が効果的・効率的に展開されるように活動を支援します。	自治会を中心とした高齢者の見守り、声掛け、災害時の助け合い活動を支援した。	自治会単位での見守り体制は概ね機能しているが、役員の高齢化などの課題も顕在化している。	B
新規	継続	拡充	検討	
○				

## 2 福祉活動

### (1) 住民活動の拠点づくり

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 「たまり場」づくり  福祉計画・実践計画 新規 継続 拡充 検討 ○	保健福祉センターのロビーや図書室などの環境改善に努め、中高生が放課後に立ち寄り、休日に遊んだり宿題をすることができる「たまり場」、子育て親子が気軽に立ち寄って遊びや交流を深めることができる「たまり場」を提供します。	保健福祉センターには、「ちびっこ広場」を設置しており、子育て中の親子が気軽に立ち寄り交流する場を提供しています。	公民館機能も有しており、教育委員会と連携して中高生の利用ニーズに合わせた環境のさらなる充実が必要である。	A
2 小地域ネットワーク活動 実践計画 新規 継続 拡充 検討 ○	町内会等の小地域において、見守り、訪問・相談活動、生活支援などの多様な活動が行えるよう支援します。	町内会で設置されており、各種活動支援をしています。	引き続き支援していく必要がある。	B
3 ふれあい・いきいきサロン活動 実践計画 新規 継続 拡充 検討 ○	各地区にサロンを開設し、子どもから高齢者まで住民が集える憩いの場所づくりを充実させていきます。	各地区でサロンが設立され、異世代交流の場づくりを実施しています。	引き続き町内会と連携し、サロンの継続開催と参加者の拡充を図る必要がある。	A

## (2) 高齢者等の社会参加活動の支援

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 高齢者の活動 支援 福祉計画	高齢者事業団と連携し、高齢者の能力や経験を活かし、臨時的、短期的な仕事をするこ とで、生きがいや社会参加の促進を行います。	高齢者事業団と連携し、経験を活かした仕事の機会の確保に努めております。	高齢者の生きがいや社会参加の促進に寄与しているため今後も事業を継続しさらなる活性化を図る必要がある。	A
新規	継続	拡充	検討	
	○			
2 ふれあい・いきいきサロン活動 実践計画	参加する高齢者が役割を持つことで生きがいや社会参加の意欲を高めていけるよう支援します。	各地区でサロンが設立され、参加者の交流の場づくりを実施しています。	サロンの継続開催と参加者の拡充が必要です。また、開催場所の確保が難しいサロンもあり、検討が必要である。	B
新規	継続	拡充	検討	
	○			
3 ボランティア活動の推進 実践計画	高齢者が趣味や特技を活かし、積極的にボランティア活動を行えるように支援します。	各ボランティア団体の情報交換や交流を深めるため、魅力あるボランティアセンターづくりに取り組んでいます。	多様な活動が触発されるよう、引き続き情報発信や活動環境の推進を図ります。	A
新規	継続	拡充	検討	
	○			
4 ふまねっと運動の推進 実践計画	高齢者自身が地域活動や介護予防教室、老人クラブ等で行われる「ふまねっと運動」を推進するため、各地区にサポーターを養成します。	老人クラブや生きがいデイサービス等において普及に取り組みました。	全身のバランスや身体的機能を向上させることを重視した運動学習プログラムとして有用であり、引き続き普及活動に努める必要がある。	A
新規	継続	拡充	検討	
	○			
5 企業の社会貢献活動との協働 福祉計画・実践計画	社会福祉法人による、地域における公益的な取り組みや、企業の社会貢献活動との協働等の取り組みを推進します。	地域貢献活動の報告会を実施したほか、ボランティア活動や見守り活動の可能性について協議を行いました。	協働の具体的なモデルケースを構築し、さらなる連携強化を図る必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
	○			

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
6 寄付や共同募金等の取り組みの推進 福祉計画	共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやふるさと納税等に関する取り組みを推進します。	赤い羽根共同募金運動や歳末助け合い募金を実施し、福祉施策の財源確保に努めました。	多様な財源の確保は、住民主体の福祉活動を継続する上で不可欠です。今後、寄付文化の醸成を図る必要がある。	B
新規 継続 拡充 検討				
○				

### (3) 社会福祉協議会と住民との連携・協働の強化

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 地区座談会の開催 福祉計画・実践計画	小地域ネットワークを活用して地域課題の共有とその解決に向けた検討をするため、町内会や各種サークル、当事者団体等との各地区座談会を年1回開催します。	町内会、サークル等を中心に交流会を開催しました。	地域の課題を共有し、町づくりを進めていくため交流会の開催回数などをさらに増やすよう検討が必要である。	B
新規 継続 拡充 検討				
○				
2 小地域ネットワーク活動推進会議の開催 実践計画	小地域ネットワークのより効果的な活動を展開するため、学習や情報交換、意見交換の場となる小地域ネットワーク活動推進会議を年1回開催します。	各自治連合会を核とした小地域ネットワークが見守り・声掛けや個別訪問、サロンなどの交流活動のほか、各組織による活動推進会議を開催しています。	高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加する中、地域での連携を図りながら繋がり・助け合い活動を活性化し、「地域の共助力」をさらに高める工夫が必要です。	B
新規 継続 拡充 検討				
○				
3 広報活動の充実 実践計画	サービスの情報を広報誌やホームページの他、座談会やサロン、老人クラブの例会等を活用して行います。	「社協つうしん」を隔月で、「ボランティアつうしん」を毎月発行しているほか、社協のホームページを開設し情報発信しています。	引き続き情報の定期的な更新に努めます。	A
新規 継続 拡充 検討				
○				

### 3 サービス提供

#### (1) 総合的な相談窓口の充実・強化

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 総合相談窓口の 充実  福祉計画・実践計画 新規 継続 拡充 検討 ○	住民の生活状況を把握 するため、関係機関と の情報ネットワークを 強化し、関係機関との 連携により介護保険サ ービスをはじめ、地域 福祉活動、在宅福祉サ ービス、権利擁護、成年 後見制度、生活困窮者 自立支援制度など、包 括的に対応する体制を 強化します。	町保健福祉課と社会福 祉協議会が保健福祉セ ンターに集約されてお り、総合相談窓口が明 確で、ワンストップ化 と一体的・包括的な相 談支援とサービス提供 が図られています。	窓口のワンスタッ プ化は進んでいる が、各部門間での情 報共有の仕組みが まだ不十分であり、 さらなる連携強化 が求められています。	B
2 生活サポートセ ンターの強化  福祉計画・実践計画 新規 継続 拡充 検討 ○	日常生活を営むことに 支障がある認知症高齢 者、知的障がい者、精神 障がい者等が住み慣れ た地域で安心して自分 らしく生活できるよう、権利侵害を許さな い頼りがいのある権利 擁護システムの充実を 図ります。	平成18年6月に生活 サポートセンターを設 置後、権利擁護に関す る多様な相談に対応し ています。	引き続き、様々なニ ーズに対応できる よう、体制の維持が 必要である。	B
3 制度の狭間の課 題に対する支援 の充実  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	「ひきこもり」、「生活 困窮者」、「サービス利 用拒否者」、「保健医療・ 福祉等の支援を必要と する犯罪をした者」等 が、地域で孤立しない ように、支援を充実さ せます。	平成18年6月に生活 サポートセンターを設 置後、権利擁護に関す る多様な相談に対応し ています。	引き続き、様々なニ ーズに対応できる よう、体制の維持が 必要である。	B

## (2) 福祉サービス施策の推進

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 介護予防・日常生活支援総合事業  福祉計画・実践計画 新規 継続 拡充 検討 ○	高齢者を対象とした各予防事業と支援事業に取り組みます。 ・ふまねっと運動 ・いきいき脳の健康教室 ・口腔ケア教室 ・健康教育、栄養指導など 要支援者を対象とした総合事業に取り組みます（介護保険予防給付からの移行）。	・幾寅地区にデイサービスセンターを設置し、社会福祉協議会が運営することで、閉じこもりの防止など介護予防拠点の充実が図られています。 ・「いきいき脳の健康教室」のほか、デイサービスでは「学習療法」に取り組んでいます。 ・老人クラブやサロン等で健康教室を実施しています。 ・生活習慣病に関係する健診において、南ぶミニドック及び町内の医療機関で個別健診を実施しています。	・介護人材の確保と効率的な事業運営を図る必要があります。 ・各種予防事業への参加についての一層の働きかけが必要である。	B
2 健康増進事業・生活習慣病対策事業  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	健康教育や健康相談、南ぶミニドック、個別健診など、一般住民を対象とした健康増進事業と生活習慣病対策事業に取り組みます。	総合相談窓口、保健師の訪問のほか、広報紙などにより各種サービスの周知に努めております。また、疾病の早期発見や重症化予防のため保健師・栄養士による保健指導を実施しています。	更なるサービスの充実に向けた検討が必要である。	A
3 福祉サービス利用対象者の拡充  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	在宅福祉サービスや福祉移送サービス等の対象者を早期に発見し、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援します。	総合相談窓口や広報紙などを通じて、サービスの周知に努め、対象者の早期発見と利用勧奨を継続した。	周知活動は継続しているものの、多様化する世帯二一ズへの対応不足や潜在的な対象者の把握が課題となっている。	B

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
4 生きがい支援事業  実践計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄り道クラブ 生きがいデイサービス 帰宅時に買い物等の機会を提供します。</li> <li>・おでかけクラブ 小グループ単位で買い物等のお出かけ支援を実施します。</li> </ul>	寄り道クラブでは、生きがいデイサービスの帰宅時に買物等の支援を実施しています。また、おでかけクラブでは、年2回程度町外片道2時間程度の範囲で実施しています。	寄り道クラブやおでかけクラブは、外出機会の確保や孤立防止に大きく寄与している。利用者の身体状況の変化などを把握し、より柔軟なサービスの提供に努める必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
○				
5 在宅福祉サービス  福祉計画	買物に行くのが困難な高齢者の食糧及び生活必需品の購入のため、在宅福祉サービスについての提供について検討を進めます。	町内の買い物困難者の実態調査を実施。	継続的な運営体制の確立が課題です。	B
新規	継続	拡充	検討	
○				
6 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開  福祉計画	高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを利用することができる共生型サービスの展開を検討します。	共生型サービスの導入に向けた現状把握に注力。	制度の複雑性や現場のマンパワー不足といった潜在的な課題を再認識した。今後参入に向けた具体的な障壁を明確化し、段階的な整備計画を策定する必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
○				

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
7 地域ケアの推進と福祉サービスの質の向上  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	高齢者については地域包括支援センターを中心に、支援が必要な人にあったケアや関わりができるようにネットワークを強化していきます。 また、障がいのある人の核となる富良野地域自立支援協議会での生活支援会議や南富良野部会、高齢者についての地域ケア会議を開催し、引き続き情報の共有や解決策の検討にあたります。	地域包括支援センターを中心に、多職種が連携するネットワークの強化を図った。具体的には、富良野地域自立支援協議会や南富良野部会、高齢者対象の地域ケア会議へ継続的に参画し、個別事例の共有を通じた支援困難ケースへの対応や、地域課題の集約・検討を推進した。	会議体を通じた関係機関の連携は、深化しており、情報共有の迅速化が図られている。 今後は、協議の場を実効性のある施策立案の場へと深化させる必要がある。	B
8 福祉関係事業所との連携  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	福祉サービスの提供について、点検・評価の取り組みを促進するとともに、研修等を実施し、サービスの質の向上を支援します。	福祉サービスの質の維持・向上を目的として定期的な情報交換や連携体制の維持に努めた。	事業所との協力関係は良好に維持されている。 しかし、行政側からの研修支援などが十分であったかについては再考の余地がある。	B

### (3) 子育て施策の推進

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 妊娠・出産の助成  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診費用の公費助成</li> <li>・すこやか出産支援金助成（令和4年度まで）</li> <li>・出産子育て応援支援金助成（令和5～7年度）</li> <li>・妊婦のための支援給付、出産子育て応援支援金助成（令和7年度）</li> <li>・インフルエンザワクチン公費助成</li> <li>・不妊治療費の一部助成</li> </ul>	各種助成により、出産・子育て世代の経済的負担の軽減に貢献しています。	安心して出産し、子育てができるまちづくりのため、継続した取り組みが必要である。	A
2 医療費及び予防接種費用の助成  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやか子ども医療費助成</li> <li>・インフルエンザワクチン公費助成</li> <li>・おたふくかぜワクチン公費助成</li> </ul>	各種助成により、子育て世代の経済的負担に貢献しています。	経済的負担軽減のため、継続した取り組みが必要である。	A
3 保育所・子育て支援センターの充実  福祉計画 新規 継続 拡充 検討 ○	各施設ともに移転改築を終え、利用ニーズへの適切な対応と安心・安全な保育・支援サービスを提供します。	利用者のニーズへの適切な対応を行うこと及び安心・安全な保育・支援サービスを提供することができました。	引き続き、保護者の利用ニーズに応えられる取り組みが必要である。	A

事業名		事業概要	事業実績	検証	評価
4 放課後こども教室	町内 2 カ所の小学校での運営を継続し、放課後における多様な経験づくりと学習の機会の確保に努めるとともに、近年の母親の就労率の高まりにより、保護者が昼間不在の児童の安全・安心な居場所としての事業の検討を進めます。				A
	福祉計画	令和3年度より放課後児童教室(サバンナ)が開所され多様な経験づくりと学習の機会の確保に努めることができました。またジャングル、フレンドにおいては、保護者が昼間不在の児童の安全・安心な居場所づくり確保に努めることができました。	ジャングルにおいては、土曜日の利用希望者がいることから放課後児童支援員(補助員)の担い手不足が課題となっています。		
新規	継続	拡充	検討		
	○				

## 4 安全・安心環境

### (1) 継続的かつ包括的な生活支援体制づくり

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 地域包括ケアシステムの構築  福祉計画・実践計画	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会と地域包括支援センターが核となり、地域の福祉、介護、医療など様々な公的サービスの提供と、住民参加による見守り、助け合い活動の支援体制を構築します。	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性を図りつつ実務者会議を継続的に進めています。	行政と地域包括支援センターのほか、地域やボランティアと協働したシステムの構築を推進します。	B
新規	継続	拡充	検討	○
2 地域包括支援センター機能の強化  福祉計画・実践計画	介護予防事業や多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期的なマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務に取り組みます。	行政や生活サポートセンター（社会福祉協議会）と連携しながら福祉サービスと権利擁護事業、相談から包括ケアまで一体的に対応しています。	関係機関との連携を強化し、安定的・継続的な運営体制の確保に努めます。	A
新規	継続	拡充	検討	○
3 生活サポートセンターの強化  福祉計画・実践計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護</li> </ul> 財産管理だけではなく、生活を支える細やかな後見のあり方が求められており、権利擁護の拠点として取り組みを進めます。	生活サポートセンターは、権利擁護に関する総合相談窓口として多様な相談に対し、きめ細やかに対応しています。	権利擁護に関する啓発活動、日常生活自立支援、成年後見制度利用等、多様化が見込まれるニーズに対応できる相談体制と職員配置の強化が必要である。	B
新規	継続	拡充	検討	○

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
4 高齢者見守りシステムの導入  福祉計画	電話回線とオペレーターを介して家族や知人、行政、地域包括支援センター、民生委員などに安否情報や緊急通報、救急搬送要請が行えるシステムを導入します。	平成29年度にシステムが導入され、75歳以上の単身高齢者を対象に申請により実施していますが近年、設置台数の減少が見られる。	独り暮らしの高齢者の見守りという安否確認の観点から、広報紙等を通じてさらなる利用者の拡大を図りつつ、継続していく必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
	○			
事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
5 虐待・暴力的行為等の防止についての啓発と相談の体制の確保  福祉計画	児童や高齢者に対する虐待、男女間の暴力的行為などに関して、地域が見守ることの重要性を啓発します。相談体制を確保し、関係機関相互の連携強化を図ります。	相談窓口の適切な運営により、既存の相談・支援体制を継続して維持した。	計画に基づき安定的な運用が図られており、今後も関係機関との連携強化に努める。	A
新規	継続	拡充	検討	
○				

## (2) 障がい者の就労、就業環境の整備

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 障がい者就労支援  福祉計画・実践計画	富良野地域自立支援協議会と連携して、障がい者の自立を目指し、個々の状態に応じた就労訓練の機会を提供します。	同協議会と緊密な連携を図り、利用者の個々の適正や心身の状態に合わせた支援を提供しました。	協議会との連携体制は円滑に機能しており、引き続き連携した取り組みが必要である。	A
新規	継続	拡充	検討	
○				
2 就労及び生きがい活動支援の推進  実践計画	障がい者の就労支援と生きがい活動支援としてぶらっと会社を運営し、仕事の提供を行っています。	認知症等高齢者や知的障害者の居場所づくりを目的とした拠点を運営し就労訓練を行っているほか、町内外の就労支援事業所と連携し、知的障害者に就労訓練の場を提供しています。	利用ニーズに対して就労訓練メニューをより充実させることにより、受入体制の強化を図る必要がある。	B
新規	継続	拡充	検討	
○				
3 就労に困難を抱える人への横断的な支援  実践計画	生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援を推進します。	関係部局が緊密に連携し、生活困窮者などへの包括的な相談支援を実施しました。	横断的な支援ネットワークが円滑に機能しており、きめ細かな対応が図られています。今後は、支援の質のさらなる向上と定着を目指します。	A
新規	継続	拡充	検討	
○				
4 就労の場の確保 就労の場の確保 関係機関との連携強化  実践計画	関係機関との連携の強化を図りながら、さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を推進します。また、その際、地域の活性化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも同時に資する取り組みを検討します。	関係機関との協議を重ね、地域課題の解決と就労支援を連動させるための協力体制を構築しました。	具体的な就労機会の創出と体制の定着を図る必要がある。	A
新規	継続	拡充	検討	
○				

### (3) 生活困窮者自立支援の推進

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 生活困窮者の早期発見  福祉計画・実践計画	行政と社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携を密にし、支援が必要な方を早期に発見できるよう努めます。	社会福祉協議会や民生委員児童委員との連携を密にし、支援が必要な方の早期発見に努めました。	困りごとに対してのフレキシブルな相談体制がより図られるよう、引き続き連携した取り組みが必要である。	A
新規 継続 拡充 検討 ○				
事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
2 自立相談支援機関との連携  福祉計画・実践計画	生活困窮者を発見した場合は、速やかに自立相談支援機関（かみかわ生活あんしんセンター）に報告し、必要な支援が受けられるよう連携して取り組みます。	自立相談支援機関（現かみかわ生活あんしんセンター）へ相談支援へと繋いでいます。	引き続き自立相談支援機関との連携した取り組みが必要である。	A
新規 継続 拡充 検討 ○				

### (4) 安全・安心な住環境の整備

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 除雪サービスの充実  福祉計画・実践計画	除雪サービスを継続します。	民生委員や地域包括支援センターが利用希望者を把握し、適切に対応しています。	高齢者の冬季の生活が守られるよう、引き続き継続が必要である。	A
新規 継続 拡充 検討 ○				
2 高齢者生活福祉センターの充実  福祉計画	高齢者生活福祉センター「くるみ園」と「和楽園」の運営体制の見直しに向けて、社会福祉法人と協議を進めます。	「くるみ園」については、町社会福祉協議会へ指定管理をしており、「和楽園」については、町で運営しています。	今後も入居者の生活が守られるよう、引き続き継続が必要である。	A
新規 継続 拡充 検討 ○				

### (5) 防犯・防災体制の整備

事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
1 防災意識の向上・ 防災訓練の実施  福祉計画・実践計画	災害時の避難行動や避難所、避難経路、非常時持ち出し品の確認や炊き出し、要援護者への支援など、防災訓練の実施を通して住民の防災意識の向上を図ります。	赤十字奉仕団による自主研修の実施、行政による地区別防災訓練を実施した。	行政が主催する防災訓練と赤十字奉仕団活動との連携が必要である。	A
新規 継続 拡充 検討 ○				
事業名	事業概要	事業実績	検証	評価
2 避難行動要支援者への支援  福祉計画・実践計画	避難行動要支援者名簿を活用し、社会福祉協議会及びデイサービスのリフト付き車両等を使用して要支援者を優先的に福祉避難所へ輸送します。また、地理情報システム(GIS)に要援護者情報を付加するなどして機能の充実を図ります。	避難行動要支援者名簿を作成し、町総務課が地理情報システムを活用した要支援者マップの作成作業を進めた。	要支援者マップシステムを関係機関で共有し、避難計画の策定をさらに推進します。	B
新規 継続 拡充 検討 ○				
3 避難所及び福祉避難所の充実  福祉計画	町の防災計画に基づき、避難所(各小中学校・各公民館分館)及び福祉避難所(保健福祉センター・和楽園)における備蓄資器材の充実を図り、避難行動要支援者の安全性を確保します。	町役場、金山地区福祉交流センター、各公民館分館(金山以外)に防災資器材庫が設置され、資材が整備されています。	平成28年の水害を踏まえ、福祉避難所が保健福祉センターから情報プラザへと変更になったことにより、避難訓練を実施し、有事に備えることが必要である。	A
新規 継続 拡充 検討 ○				

事業名		事業概要	事業実績	検証	評価		
4 災害ボランティアセンターの設置・運営 実践計画		災害時に災害ボランティアセンターを早急に設置できるよう、ボランティアコーディネーターの育成及びボランティアセンターの体制を整備します。	ボランティアコーディネーターとボランティアセンターの体制整備は整っています。 平成28年の水害を契機に体制整備が行われました。	災害対応のためのボランティアコーディネーターの育成、また社会福祉協議会と赤十字奉仕団、各団体が連携した体制整備が必要である。	B		
新規	継続					拡充	検討
	○						

## 第3章 基本理念と目標

### 1 基本理念

南富良野町は、明治期の開拓を契機に農業、林業、鉱業などを基幹産業として発展を遂げ、昭和42年の町制移行と金山ダムの完成以降には、北海道を代表する雄大な自然環境を活かした自然体験型観光の舞台として、都市住民などとの交流拡大の場となる取り組みが行われています。

しかし、過疎化と少子高齢化が急速に進んでいることなどから、住民の豊かな生活を維持・発展させ、力強い地域社会を築いていくには、農業、林業など産業の振興やまちの魅力づくりとともに、住民相互が支え合う福祉のまちづくりを進めることが必要になっています。

このような地域社会の変化やまちの特色を踏まえ、南富良野町では、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざして、保健、医療、福祉の各サービスを一体的、総合的に提供できる体制づくりに努めてきました。

この数年で変化した地域事情や制度に応じた対応をすべく、今回の計画において改めて検討しました。

本計画では、これまでの取り組みを基礎として見直し、今後更に進む高齢化や人口減少など、様々な変化に迅速に対応するとともに、地域福祉に関わる生活課題を踏まえ、地域が丸となって多様な福祉施策の取り組みを推進し、住民誰もが安心して、いきいきと暮らし続けられる地域を築いていくために、次の理念による福祉施策の推進を図ります。

## 誰もが安心なまちづくり

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが安心していきいきと誇りを持って暮らし続けることのできるまちづくり

# 計画の概念

## 基本理念

誰もが安心なまちづくり



## 計画目標

利用者の視点に立った、多様で良質な福祉サービスの展開

地域住民と共に地域福祉推進に向けた協働体制づくり

南富良野町らしい福祉活動の取り組み



## 施策体系

### 福祉教育

- ・ 地域交流基盤の整備
- ・ 人材の育成の推進
- ・ 福祉教育の推進

### 福祉活動

- ・ 社会福祉協議会と住民との連携、協働の強化
- ・ 社会参加活動の支援
- ・ 住民活動の拠点づくり

### サービス提供

- ・ 子育て施策の推進
- ・ 福祉サービス施策の推進
- ・ 総合的な相談窓口の充実

### 安全・安心環境

- ・ 防犯、防災・感染症対策の充実
- ・ 安全、安心な住環境の整備
- ・ 生活困窮者自立支援の推進
- ・ 就労、就業環境の整備
- ・ 継続的かつ包括的な生活支援体制づくり

## 2 計画の目標

基本理念を実現するために、本計画では次の3つの目標を掲げ、計画推進に積極的に取り組みます。

### (1) 利用者の視点に立った、多様で良質な福祉サービスの展開

住民一人ひとりがいきいきと誇りを持って暮らし続けることのできる南富良野町を目指します。福祉サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを利用する人やサービスを必要としている人の視点から、保健・医療・福祉サービスなどを総合的かつ継続的に提供できるサービス基盤の確立を実現していきます。

また、地域の人々のニーズや課題を的確に把握する仕組みをつくり、いつでも、どのようなことでも相談することができる総合的な相談体制の構築や情報発信など、住民が適切なサービスを自らの視点で自由に選択できる、安心のまちづくりを進めます。

### (2) 地域住民と共に地域福祉推進に向けた協働体制づくり

住民一人ひとりが主役となって、お互いに助け合うまちづくりを進めます。これまで、社会福祉協議会が呼びかけ、町内会などが中心となって小地域ネットワーク活動による見守り訪問活動やふれあい会食会などが展開され、地域の支え合いや助け合いの活動が進められてきました。また、ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進や学校との連携による福祉教育の推進など様々な活動が行われてきました。

これまでの取り組みをより一層活発に進めるとともに、社会福祉法人との連携強化などの取り組みを進めます。

さらに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、過疎化や少子高齢化が進む南富良野町において、地域と共に福祉施策を進めるための検討を進めます。

### (3) 南富良野町らしい福祉活動の取り組み

南富良野町は、令和5年3月に策定された第6次総合計画において、「地域の自然を活かし 協働と共創で築くまち 南富良野」を将来像に掲げ、まちづくりを進めています。

今回の地域福祉計画・地域福祉実践計画は、第4期の計画の検証を基に、まちづくりの将来像を福祉の視点から実現するための方針を示すものであり、地域住民、福祉団体、事業者及び行政が一体となって地域活動に取り組み、小さなまちだからこそできる、南富良野町らしい安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

### 3 各福祉分野における重点的な取り組み

#### (1) 子どもの福祉

核家族化の進行、就労環境の変化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てをする親の不安や負担が大きく、子育ての孤立などの問題が懸念されているため、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

また、スマートフォンやSNSの定着によりコミュニケーションのあり方も変化しています。多様化するニーズに応じた保育サービスの提供を引き続き進めるとともに、SNS等を活用した相談体制や情報提供の充実を図り、地域とのネットワークをより強め、サポートする取り組みを拡げていきます。

また、ひとり親家庭に対しては、生活上の困難に直面することが多いため、周知サービスの周知徹底や就労支援を充実させ、自立した生活が送られるよう施策を推進します。

近年問題視されている児童虐待を未然に防止するための体制強化に加え、本来大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行っている「ヤングケアラー」の早期発見と、関係機関が連携した適切な支援に努めます。

子どもの健康に関しては、成長段階に応じた健診の実施、感染症予防の啓発、予防接種の推進により、疾病の発生及びまん延の予防に努めるとともに、食育を通して、望ましい食習慣の啓発を行います。

#### (2) 障がい者の福祉

障がいのある人が、必要なサービスを利用して自立して暮らすために、情報提供体制の充実を引き続き進めるとともに、福祉サービス、介助者を支援する取り組み、健康づくりなどを通して、地域で自立した暮らしが続けられるように支援を行います。

また、道路や建物などのハード面の整備を促進するとともに、自力での避難が困難な方一人ひとりに合わせた「個別避難計画」の作成支援など、福祉の視点を取り入れた防災・安全対策を実施し、すべての住民にやさしいまちづくりを進めます。

障害者差別解消法においては、障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を目指しています。令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、町全体での理解促進と環境整備を図ります。

住民がお互いに協力し、障がい者への配慮がなされた地域をつくることや、障がいの種類や生活状況に応じた福祉サービス、医療・相談支援体制を充実させるなど、きめ細かな対応を促進します。

また、改正障害者総合支援法等の趣旨に則り、障がい児支援の充実や、誰もが一緒に活動できるような環境づくりを推進し、社会参加の促進を図ります。

### (3) 高齢者の福祉

高齢期における生活機能の低下や疾病のリスクに対し、介護が必要な状態にならないように予防し、状態を進行させないための自立支援・介護予防への取り組みを支援していきます。

その際には地域住民と連携し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進め、元気な高齢者が健康を維持し、将来介護を必要としない生活が送れるような支援を行います。

また、少子高齢化や核家族化等により、家庭の介護力が低下する一方、高齢者夫婦世帯や単身世帯は増え続けています。そのような中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らすため、在宅生活を継続できるサービスの提供体制の充実を促進するとともに、町内の高齢者入所施設のあり方についても、人口の減少や高齢化率を考慮し検討を進めます。

さらに、認知症などを患い判断能力が不十分となった場合でも、適切に福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の普及啓発を図り、制度利用の支援を行います。

高齢者の生きがいづくりに関しては、多世代交流を通じて高齢者自身の自立支援・介護予防につなげるとともに、「社会的孤立・孤独」を防ぐための見守り活動を強化します。あわせて、高齢者が地域活動の担い手や次世代への文化伝承者として活躍できる場の創出に努めます。

## 第4章 施策の方向と展開

### 1 福祉教育

#### (1) 福祉教育の推進

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
1	ボランティア育成	学校と連携し、収集ボランティアなどを通じた福祉活動の担い手育成を図ります。		●
2	障がいを理解する福祉教育の充実	障がいを正しく理解して、適切な支援方法や思いやりの気持ちを醸成するために、学校や地域住民を対象に福祉学習を実施します。	●	●

#### (2) 人材の育成の推進

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
3	資格取得機会の確保	新たな介護人材を養成するため、研修費等の助成事業を実施します。	●	
4	福祉事業所等の職員研修の充実	社協職員等の接遇、専門性の向上を図るための研修会を実施します。		●
5	ボランティアセンター事業の充実	ボランティアコーディネーターの育成を図り、研修会等への職員派遣や広報活動の充実を図ります。災害ボランティアネットワークの構築とボランティアの育成を行います。		●

#### (3) 地域交流基盤の整備

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
6	福祉関係機関の連携の推進	行政、社会福祉協議会、大乘会が連携し、外国人介護福祉士を含めた福祉担い手対策など地域福祉の充実を図ります。	●	●

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
7	小地域ネットワーク活動の推進	小地域ネットワーク活動を通じた見守り活動や声掛け運動、交流事業等の活動を行います。	●	●
8	介護支援ボランティア事業の推進	ボランティア活動によって取得したポイントを換金できる「介護ボランティア事業」の利用を促進し、住民相互の助け合いと交流の拡大を図ります。	●	●
9	地域活動の活性化	地域団体の活性化を図るため、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、活動場所の提供や行事の開催支援等に努めます。	●	●
10	自治会を基盤にした活動の支援	地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるよう活動を支援します。 地域課題を全体的に捉え、地域住民による福祉活動（子どもや高齢者の見守り・声かけ、災害時の助け合い、美化活動など）が効果的・効率的に展開されるように活動を支援します。	●	●

## 2 福祉活動

### (1) 住民活動の拠点づくり

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
11	「たまり場」づくりの推進	保健福祉センターのロビーや図書室などの環境改善に努め、中高生が放課後や、休日に学習・交流できる場、および子育て親子が気軽に立ち寄り交流を深められる「たまり場」を提供します。	●	●
12	小地域ネットワーク活動の推進	町内会等の小地域において声掛け、見守り、訪問など、多様で自主的な支え合い活動が行えるよう支援します。		●
13	ふれあい・いきいきサロン活動の推進	各地区にサロンを開設し、多世代が集いつながり合える、憩いと交流の場所づくりを充実させていきます。		●

### (2) 社会参加活動の支援

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
14	高齢者の活動支援	高齢者事業団と連携し、高齢者の能力や経験を活かし、臨時的、短期的な仕事を提供することで、生きがいづくりや社会参加を促進します。	●	
15	ふれあい・いきいきサロン活動の推進	参加する高齢者が役割を持つことで生きがいや社会参加の意欲を高め介護予防活動として健康維持を図ることができるよう支援します。		●
16	ボランティア活動の推進	高齢者が趣味や特技を活かし、主体的なボランティア活動を支援し、高齢者の自己実現と地域貢献の場を広げます。		●
17	ふまねっと運動の推進	高齢者自身が地域活動や介護予防教室、老人クラブ等で行われる「ふまねっと運動」を推進するため、各地区での普及を担うサポーターを養成し、地域全体で健康作りを推進します。		●

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
18	企業の社会貢献活動との協働	社会福祉法人による地域における公益的な取り組みや、企業の社会貢献活動との協働等の取り組みを推進します。	●	●
19	寄付や共同募金等の取り組みの推進	共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやふるさと納税等に関する取り組みを推進します。	●	

### （3）社会福祉協議会と住民との連携・協働の強化

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
20	地区交流会の開催	小地域ネットワークを活用して地域課題の共有とその解決に向けた検討をするため、町内会や各種サークル、当事者団体等との交流会を開催します。	●	●
21	小地域ネットワーク活動推進会議の開催	小地域ネットワークのより効果的な活動を展開するため、学習や情報交換、意見交換の場となる小地域ネットワーク活動推進会議を年1回開催します。		●
22	広報活動の充実	サービスの情報を広報誌やホームページの他、座談会やサロン、老人クラブの例会等を活用して行います。		●

### 3 サービス提供

#### (1) 総合的な相談窓口の充実

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
23	総合相談窓口の充実	住民の生活状況を把握するため、関係機関との情報ネットワークを強化し、関係機関との連携により介護保険サービスをはじめ、地域福祉活動、在宅福祉サービス、権利擁護、成年後見制度、生活困窮者自立支援制度など、包括的に対応する体制を強化します。	●	●
24	生活サポートセンターの強化	日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、権利侵害を許さない頼りがいのある権利擁護システムの充実を図ります。	●	●
25	制度の狭間の課題に対する支援の充実	「ひきこもり」、「生活困窮者」、「サービス利用拒否者」、「保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者」等が、地域で孤立しないように、支援を充実させます。	●	

#### (2) 福祉サービス施策の推進

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
26	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	高齢者を対象とした各予防事業と支援事業に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふまねっと運動</li> <li>・いきいき脳の健康教室</li> <li>・口腔ケア教室</li> <li>・健康教育、栄養指導など</li> </ul> 要支援者を対象とした総合事業に取り組みます	●	●
27	健康増進事業・生活習慣病対策事業の推進	健康教育や健康相談、南ぷミニドック、個別健診など、一般住民を対象とした健康増進事業と生活習慣病対策事業に取り組みます。	●	

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
28	福祉サービス利用対象者の拡充	在宅福祉サービスや福祉移送サービス等の対象者を早期に発見し、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援します。	●	
29	生きがい支援事業の推進	○寄り道クラブ 生きがいデイサービス帰宅時に買い物等の機会を提供します。 ○おでかけクラブ 小グループ単位で買い物等のお出かけを実施します。		●
30	在宅福祉サービスの拡充	買物に行くのが困難な高齢者の食糧及び生活必需品の購入のため、在宅福祉サービスについての提供について検討を進めます。	●	
31	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開	高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを利用することができる共生型サービスの展開を検討します。	●	
32	地域ケアの推進と福祉サービスの質の向上	高齢者については地域包括支援センターを中心に、支援が必要な人にあったケアや関わりができるようにネットワークを強化していきます。 また、障がいのある人の核となる富良野地域自立支援協議会での生活支援会議や南富良野部会、高齢者についての地域ケア会議を開催し、引き続き情報の共有や解決策の検討にあたります。	●	
33	福祉関係事業所との連携	福祉サービスの提供について、点検・評価の取り組みを促進するとともに、研修等を実施し、サービスの質の向上を支援します。	●	

### (3) 子育て施策の推進

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
34	妊娠・出産の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回産科受診料助成</li> <li>・妊婦健診費用の公費助成</li> <li>・産婦健診費用の公費助成</li> <li>・1か月児健康診査費助成</li> <li>・妊産婦安心出産支援事業 （妊婦健診・産婦健診に係る交通費の一部助成）</li> <li>・妊婦のための支援給付及び出産子育て応援支援金助成</li> <li>・インフルエンザワクチン公費助成</li> <li>・不妊治療費と交通費の一部助成</li> </ul>	●	
35	医療費及び予防接種費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやか子ども医療費助成</li> <li>・インフルエンザワクチン公費助成</li> <li>・おたふくかぜワクチン公費助成</li> </ul>	●	
36	保育所・子育て支援センターの推進	保護者の利用ニーズへの適切な対応と安心・安全な保育・支援サービスを提供します。	●	
37	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進	町内2カ所の小学校での運営を継続し、放課後における保護者の昼間不在による、児童の安全・安心な居場所の確保と多様な経験づくり及び学習の機会の確保に努めます。	●	

## 4 安全・安心環境

### (1) 継続的かつ包括的な生活支援体制づくり

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
38	地域包括ケアシステムの構築	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターと社会福祉協議会が核となり、地域の福祉、介護、医療など様々な公的サービスの提供と、住民参加による見守り、助け合い活動の支援体制を構築します。	●	●
39	地域包括支援センター機能の充実	介護予防事業や多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期的なマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務に取り組みます。	●	●
40	生活サポートセンターの充実	財産管理だけではなく、生活を支える細やかな後見のあり方が求められており、権利擁護の拠点として取り組みを進めます。	●	●
41	高齢者見守り事業の推進	高齢者見守りシステム事業を主体として家族や知人、行政などに安否情報や緊急通報、救急搬送要請が行える環境を推進します。	●	
42	虐待・暴力的行為等の防止についての啓発と相談の体制の確保	児童や高齢者に対する虐待、男女間の暴力的行為などに関して、地域が見守ることの重要性を啓発します。相談体制を確保し、関係機関相互の連携強化を図ります。	●	

## (2) 就労、就業環境の整備

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
43	障がい者就労支援の充実	富良野地域自立支援協議会と連携して、障がい者の自立を目指し、個々の状態に応じた就労訓練の機会を提供します。	●	●
44	就労及び生きがい活動支援の推進	障がい者の就労支援と生きがい活動支援とした拠点を運営し、就労訓練を行っていきます。		●
45	就労に困難を抱える人への横断的な支援	生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援を推進します。	●	
46	就労の場の確保を目的とした関係機関との連携強化	関係機関との連携の強化を図りながら、さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を推進します。また、その際、地域の活性化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも同時に資する取り組みを検討します。	●	

## (3) 生活困窮者自立支援の推進

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
47	生活困窮者の早期発見	社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携を密にし、支援が必要な方を早期に発見できるよう努めます。	●	●
48	自立相談支援機関との連携	生活困窮者を発見した場合は、速やかに自立相談支援機関（かみかわ生活あんしんセンター）に報告し、必要な支援が受けられるよう連携して取り組みます。	●	●

#### (4) 安全・安心な住環境の整備

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
49	除雪サービスの継続	除雪サービスを継続し、緊急避難通路の確保に努めます。	●	●
50	住まいの確保及び生活の安定化	生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組みを推進します。	●	

#### (5) 防犯・防災・感染症対策の充実

通番	施策（事業）	事業概要	地域福祉計画	地域福祉実践計画
51	防災意識の向上・防災訓練の実施	災害時の避難行動や避難所、避難経路、非常時持ち出し品の確認や炊き出し、要援護者への支援など、防災訓練の実施を通して住民の防災意識の向上を図ります。	●	●
52	避難行動要支援者支援体制の整備	避難行動要支援者名簿を活用し、社会福祉協議会及びデイサービスのリフト付き車両等を使用して要支援者を優先的に福祉避難所へ輸送します。	●	●
53	避難所及び福祉避難所の充実	町の防災計画に基づき、避難所（各小中学校・各公民館分館）及び福祉避難所（情報プラザ）における備蓄資器材の充実を図り、避難行動要支援者の安全性を確保します。	●	
54	災害ボランティアセンターの設置・運営の充実	災害時に災害ボランティアセンターがスムーズに運営できるよう、ボランティアコーディネーターの育成及び各団体との連携したセンターの体制を整備します。		●

## 第5章 南富良野町自殺対策計画

### 1 計画策定の目的と位置づけ

#### (1) 計画策定の趣旨

自殺は、健康問題だけでなく、経済困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などさまざまな社会的要因が背景にあります。近年では、他者とのつながり減少による「社会的孤立・孤独」が深刻化しており、これらが自殺の大きな要因となっています。

本計画では、町が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員し、「誰も自殺に追い込まれることのない南富良野町」の実現を目指します。

#### (2) 計画の位置づけ

「自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条2に基づき、市町村が策定する「市町村自殺対策計画」として、地域の実情を勘案して計画を定めるものとされています。

#### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 2 自殺対策に関する現状と課題

### (1) アンケート結果からみる現状

#### 心理的ストレス【K6\*分析】

##### ※K6 (K6 スコア)

心理的ストレス等の精神的な問題（うつ病や気分・不安障害）の程度を測る尺度とて、米国で開発されたものです。

6 項目の質問に対し、「まったくない」（0点）、「少しだけある」（1点）、「時々ある」（2点）、「よくある」（3点）、「いつもある」（4点）の5段階の選択肢の中から一つを選んで回答し、各設問の総合計から、気分の落ち込みや不安の程度を計測するものです。点数が高いほど、精神的健康状態が悪いとされます。

住民を対象とした調査で心理ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。

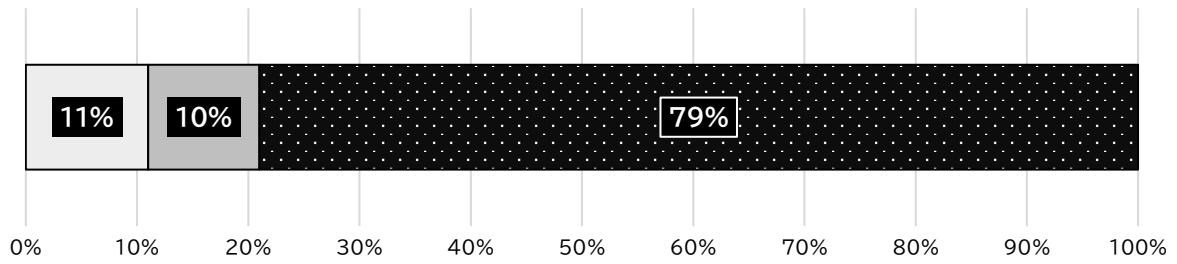
◆6 項目すべてに回答いただいた方は、359 人でした。

◆10 点以上は「うつや気分・不安障害の疑いがある状態」とされており、その中でも 13 点以上は「重度のうつや気分・不安障害の可能性はある」とされています。

日々の生活の中で、次のように感じることはありませんか。（それぞれあてはまるもの 1 つに○）

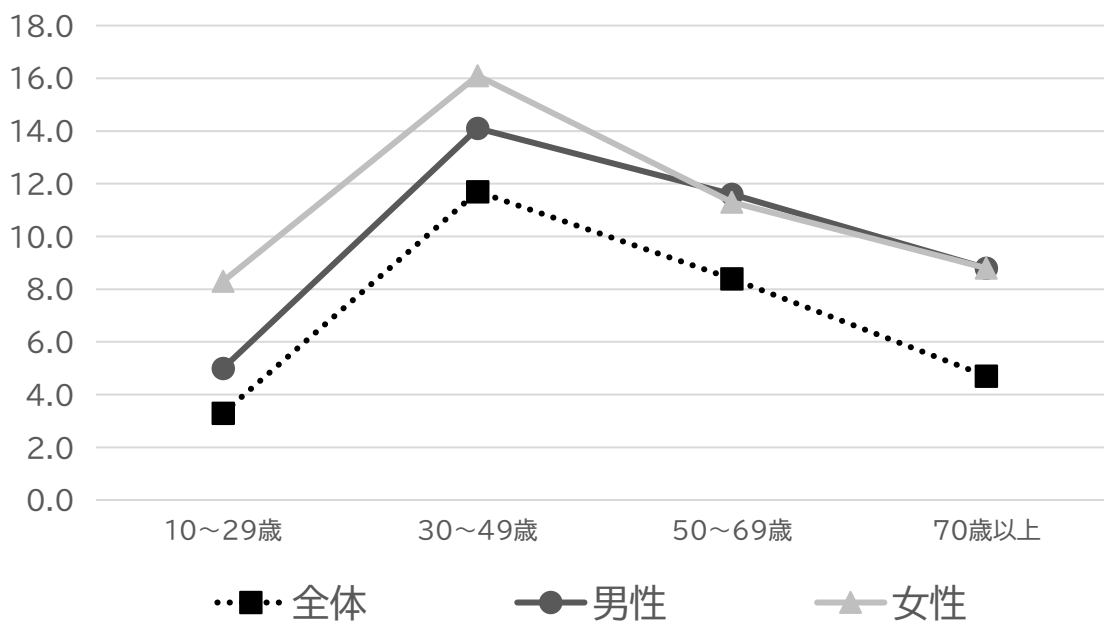
項 目	ま っ た く な い （ 0 点 ）	少 し だ け あ る （ 1 点 ）	時 々 あ る （ 2 点 ）	よ く あ る （ 3 点 ）	い つ も あ る （ 4 点 ）
①ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じたりすることがある	1	2	3	4	5
②絶望的だと感じることもある	1	2	3	4	5
③そわそわ落ち着かなく感じることもある	1	2	3	4	5
④気分が沈み、気が晴れないように感じることもある	1	2	3	4	5
⑤何をするにも面倒だと感じることもある	1	2	3	4	5
⑥自分は価値のない人間だと感じることもある	1	2	3	4	5

【点数の集計結果】



- 13点以上(重度のうつや気分・不安障害の疑いがある)
- ▣ 10～12点(うつや気分・不安障害の疑いがある)
- 9点以下

【性別・年齢別の集計結果】



	10~29歳	30~49歳	50~69歳	70歳以上
全体	3.3	11.7	8.4	4.7
男性	5.0	14.1	11.6	8.8
女性	8.3	16.1	11.3	8.8

### 3 自殺対策の基本方針と対策7本柱

#### 自殺対策の基本方針

##### ① 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

自殺対策は、単に精神保健上の問題としてだけでなく、経済、生活、就労、育児・介護といった、「生きることの阻害要因（リスク）」を減らす取り組みと、自己肯定感や信頼関係、危機回避能力といった「生きることの促進要因（保護要因）」を増やす取り組みを包括的に進めます。

従来の防止策を超え、地域全体で「生きる支援」を総動員する体制を構築します。

##### ② 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。

社会全体の自殺リスクの低下につながる効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取り組みを、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、啓発等の「事前対応」、危機に介入する「危機対応」、自死遺族等への「事後対応」の3つの時間軸を明確にし学校教育における「SOSの出し方に関する教育」などを通じて、早期からの支援体制を整えます。

##### ③ 関係機関との有機的な連携による総合的な取り組みを推進する

悩みを抱える人がどこに相談しても、確実に必要な支援につながる「バトンタッチ」の仕組みを強化します。精神科医療、保健、福祉、生活困窮者自立支援、さらには「重層的支援体制」の構築に向けた取り組みと密接に連動し、誰もが適切な支援を受けられるようネットワークを構築します。

##### ④ 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する

効果的な施策の展開と、住民への周知・啓発を同時に進めます。特に自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

すべての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、雇用問題や金銭問題などのケースに応じて、行政や精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

⑤ 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

「誰も自殺に追い込まれることのない南富良野町」を実現には、行政、関係団体、そして住民一人ひとりの参画が不可欠です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、相互に情報を共有し、補完し合える仕組みを構築することで、地域一体となった対策を推進します。

(2) 自殺対策7本柱

自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない南富良野町」の実現を目指して、主に以下の7つの施策を展開していきます。

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒等のSOSの出し方に関する教育
- ⑥ 若年層・高齢者層への支援の強化
- ⑦ 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

## 4 施策の方向と展開

### (1) 地域におけるネットワークの強化

通番	実施計画（事業）	事業概要
1	関係機関ネットワークの推進	自殺の危機に直面している人は、健康問題だけではなく、経済問題、労働問題、家庭問題などさまざまな問題が複雑に関係していることから、関係機関等との相談体制などの連携を図ります。
2	庁内におけるネットワークの強化	庁内の関係課と分野横断的に連携し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。
3	総合的な相談体制の強化	悩みや不安を抱えている人が気軽に相談できるよう庁内関係者への自殺対策に関する知識の習得を図り、悩みを抱えた人が相談しやすい環境を整備します。

### (2) 自殺対策を支える人材の育成

通番	実施計画（事業）	事業概要
4	人材育成のための研修の充実	自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及するとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材等を養成します。
5	関係者間の連携調整を担う人材の育成	ゲートキーパー研修を幅広く実施し、参加者で連絡調整できる仕組みづくりを促進します。

### (3) 住民への啓発と周知

通番	実施計画（事業）	事業概要
6	自殺対策の啓発資料の充実と活用	自殺対策の啓発リーフレットを作成し、自治会を通し住民に啓発資料の配付を推進します。 また、広報みなみふらのや自治会などを通じて自殺対策に関する広報を実施します。
7	住民向け啓発イベントの開催	住民向け自殺予防講演会の開催を推進します。 また、自殺予防週間を中心として、自殺対策に関する相談機関や用語などの紹介を通じて、自殺問題に対する正しい知識の醸成を図ります。

#### (4) 生きることの促進要因への支援

通番	実施計画（事業）	事業概要
8	孤立しないための居場所づくり	孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象に、孤立を防ぐための居場所づくりを検討します。
9	相談支援体制の充実	生きることが困難な問題や悩みを抱えている人や、生活困窮者、自殺未遂者、自死遺族等への相談支援体制の充実を図ります。

#### (5) 児童生徒等のSOSの出し方に関する教育

通番	実施計画（事業）	事業概要
10	SOSの出し方に関する教育の推進	<p>小中学校において、体験活動等を活用して、自己肯定感の向上に係る道徳教育、こころの健康の保持に係る教育等の充実を図ります。</p> <p>また、児童生徒等が、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等におけるSOSの出し方に関する教育を推進します。</p>
11	関係者間の連携の推進	自治会、民生委員・児童委員、小中学校PTA、老人クラブなど多様な主体による地域での児童生徒等への見守り・声かけを推進します。

## (6) 若年層・高齢者層への支援の強化

通番	実施計画（事業）	事業概要
12	ライフステージの変化によるこころのケア事業の推進	進路の不安、就職の不安、経済状況の不安などライフステージの変化によるさまざまな悩みを持つ人に、各種相談の実施や講演会などの開催を通して、その人に寄り添う支援を推進します。
13	育児世代へのこころのケア事業の推進	育児世代へのメンタルヘルス支援（妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診等）において、産前産後うつへのこころのケア、保護者同士の育児状況の共有や、保健師等による各種相談、相談窓口に関する情報を積極的に発信し、支援に努めます。
14	高齢者の健康相談の充実	うつ病を含めて、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、地域包括支援センターや老人クラブなどと協力し、訪問・見守り活動を行い、相談しやすい関係づくりに努めます。
15	高齢者の閉じこもり防止	老人クラブなど高齢者と関わりのある支援関係者及び民生委員・児童委員などから、家に閉じこもりがちな高齢者の情報を得るとともに、必要なニーズの把握に努め、居場所活動等の支援策を推進します。

## (7) 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

通番	実施計画（事業）	事業概要
16	ひきこもり状態にある人への支援	本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支援、家庭訪問等による継続的な個別支援を推進します。
17	就労支援策の強化	失業・無職・生活に困窮している人が就労の道を選べるような支援策を検討します。

## 第6章 南富良野町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の目的と位置づけ

#### (1) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることを目的としています。

国においては、令和 4 年 3 月に「第 2 次成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。また、北海道においても、成年後見制度の利用支援や権利擁護に関する制度について、関係団体と連携し普及啓発に努めることとしています。

これらの国や道の動向を踏まえ、町では、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進します。

#### (2) 認知症施策の推進

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、令和 6 年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症バリアフリーの取り組みを進めていきます。共生の基盤の下、発症を遅らせ進行を緩やかにする「予防」の取組を進めるため、権利擁護の柱として「成年後見制度の利用促進」を重要な施策として位置づけています。

#### (3) 計画の位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

#### (4) 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

## (5) 計画の進行管理及び点検

地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとします。本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい福祉の各担当部署が連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また社会情勢の変化や国の動向等に応じ、必要に応じて適切な見直しを行います。

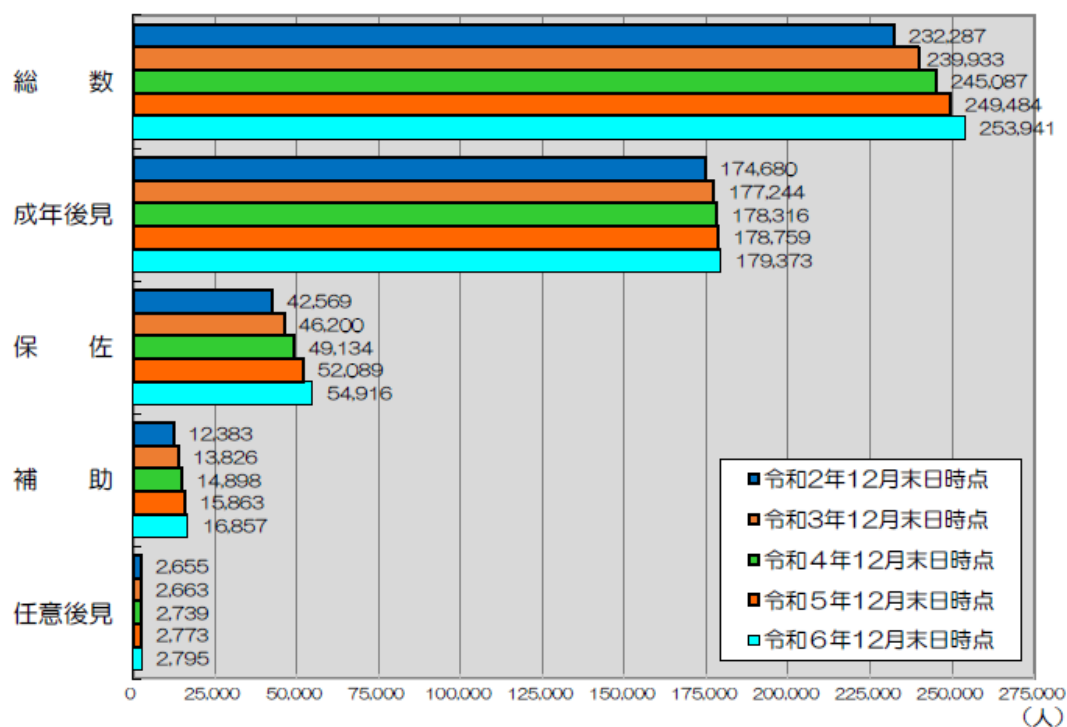
## 2 成年後見制度利用に関する現状と課題

### (1) 全国的な状況

#### ① 利用者数

全国の成年後見制度の利用者数は、令和2年は232,287人、令和6年は253,941人であり、増加傾向で推移しています。

【成年後見制度の利用者数の推移】



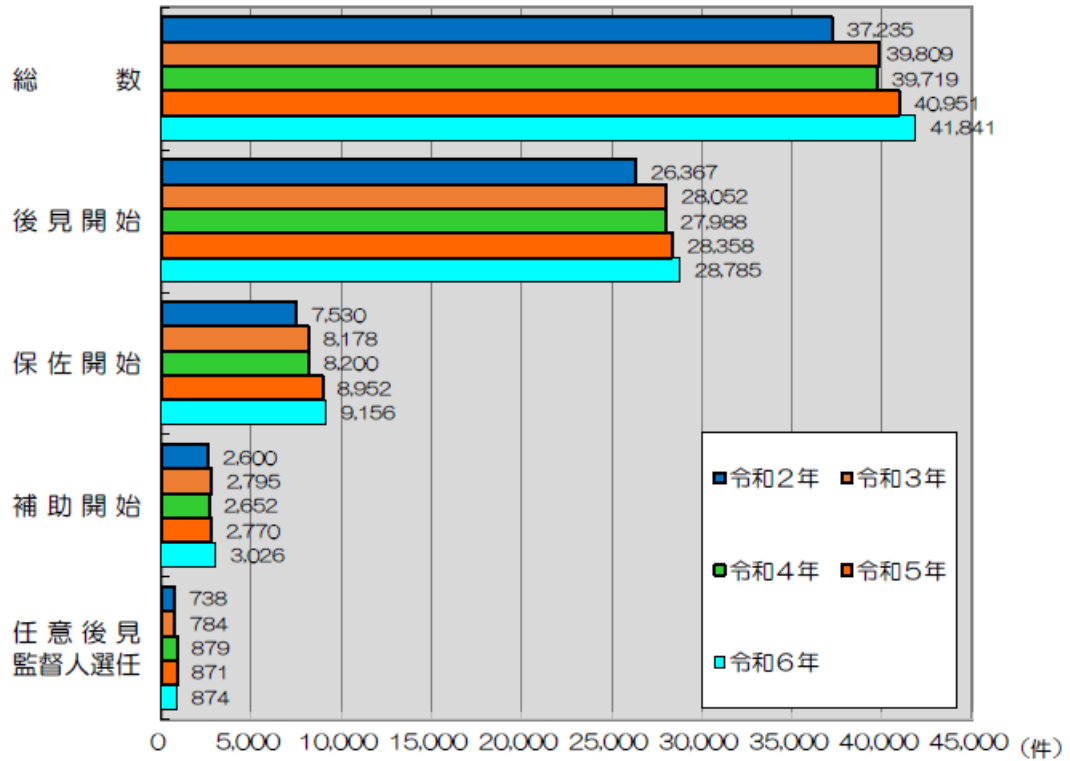
(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

〔出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要」〕

② 申立件数及び申立人の属性、成年後見人等の属性

過去5年間の成年後見制度の申立て件数についても全て増加傾向で推移しています。申立人については市区町村長が最も多く、次いで本人となっております。

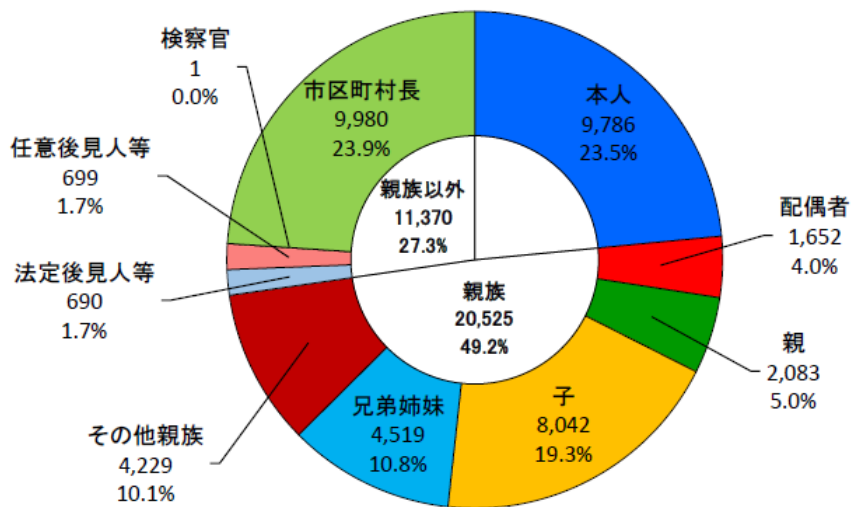
【申立件数の推移】



(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

〔出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要」〕

【成年後見人等と本人との関係別件数・割合】



〔出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要」〕

## (2) 南富良野町の状況

町では、判断能力が不十分であるために日常生活に支障をきたしている高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に関する申立て費用、及び後見人等報酬の全部または一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

過去の利用実績は、平成 25 年に成年後見制度利用に関する申立て費用の助成が 1 件あり、報酬助成において実績はありませんが、今後必要に応じて後見人等の活動が支援できるよう進めていきます。

## (3) 住民アンケート調査からみえる課題

住民アンケート調査の結果、「成年後見制度を知っていますか」との問いに「知っている」と答えた人は 46%となっています。特に 10 歳～29 歳の認知度は 17%程度と低く、若い年代の認知度の低さが目立っています。

町では、ホームページや広報紙をとおして、成年後見制度について広く住民に周知するとともに、成年後見制度に関する研修会の実施を検討するなど住民への制度周知を推進していく必要があります。

	人数(人)	割合(%)					
		知っている	言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない	制度を活用している	制度を活用したいが、どのような手続きをしたらよいかわからない	知らない	無回答
全体	380	45.5	30.0	0.5	2.1	20.0	1.8
10～29 歳	24	16.7	37.5	0.0	4.2	41.7	0.0
30～49 歳	88	31.8	38.6	0.0	1.1	27.3	1.1
50～69 歳	133	54.9	28.6	0.0	3.0	12.8	0.8
70 歳以上	130	52.3	25.4	1.5	1.5	16.9	2.3
無回答	5	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0

### 3 基本理念と目標

#### (1) 基本理念

住み慣れた地域で、  
権利擁護の支援が必要な人の意思決定を尊重して、  
生活ができる地域づくり

#### (2) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、以下の3つを基本目標に掲げ、その方向性を明らかにし、総合的な施策を推進します。

##### 基本目標1. 権利擁護支援のネットワークづくり

(制度利用を更に補完するために)

##### 基本目標2. 制度の普及啓発と制度を身近に感じさせる取組みの推進

(制度の未利用から利用に繋げるために)

##### 基本目標3. 利用者が制度のメリットを実感できる制度利用

(本人に相応しい制度利用を推進するために)

(3) 計画の体系

住み慣れた地域で、権利擁護の支援が必要な人の  
意思決定を尊重して、生活ができる地域づくり

基本目標1. 権利擁護支援のネットワークづくり  
(制度利用を更に補完するために)

(1) 地域連携ネットワークの構築

(2) 実施体制の整備等

(3) 中核的機関の設置

基本目標2. 制度の普及啓発と制度を身近に感じさせる取組みの推進  
(制度の未利用から利用に繋げるために)

(1) 制度理解のための周知啓発

(2) 不正防止のための関係機関との連携

基本目標3. 利用者が制度のメリットを実感できる制度利用  
(本人に相応しい制度利用を推進するために)

(1) 利用者の把握と早期発見

(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

(3) 現行の後見類型(後見・保佐・補助)から、民法改正後の  
新しい制度による利用促進

## 4 施策の方向と展開

### 基本目標 1. 権利擁護支援のネットワークづくり

(制度利用を更に補完するために)

#### (1) 地域連携ネットワークの構築

地域連絡ネットワークは、2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

##### ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける体制の構築を進めます。

##### ② 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援する体制の構築を進めます。

#### (2) 実施体制の整備等

効果的に施策を推進するため、定期的に計画の策定や実施事業の取り組みに関する点検・評価を行います。

また、地域における適切な制度利用のためには、制度に精通した司法専門職や福祉専門職と連携することや的確な相談支援を行うことが必要不可欠であり、実施主体となる成年後見センター等の立ち上げについて検討します。

#### (3) 中核的機関の設置

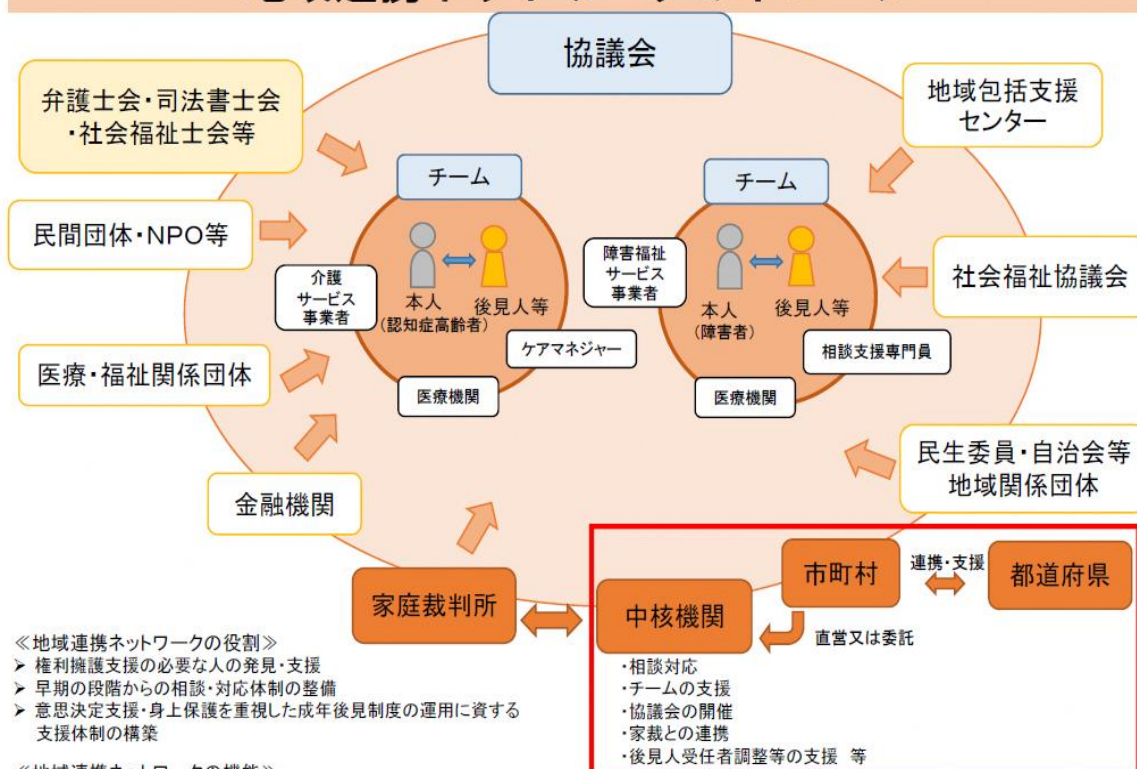
地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

また、中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位または複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営または委託により、市町村が設置することが望ましいとされていることから、町社会福祉協議会が中核的役割を担うことが適当であると考えられ、今後、町社会福祉協議会と協議し、地域の実情に即した中核機関の設置を進めていきます。

専門職後見や法人後見に加え、市民後見人の養成と受任・活動支援により、制度利用が必要な人に合った権利擁護を推進します。

# 地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

〔出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画について」〕

## 基本目標2. 制度の普及啓発と制度を身近に感じさせる取組みの推進 (制度の未利用から利用に繋げるために)

### (1) 制度理解のための情報提供

制度の適切な周知や普及のためには、地域連携ネットワークに参加する司法、行政、医療、地域などの関係者が、成年後見制度は利用者の権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有する必要があります。

制度を必要としている住民に適切な支援が行われるよう、関係者を対象とした研修を進めます。

また、住民に対しては、ホームページや広報紙を通じた制度の情報提供をしていくよう努めるとともに判断能力が低下しても安心して生活できる権利擁護の実現のために、消費者被害を防ぐための学習会や相談会、認知症を正しく理解し対応するための講座、財産管理の仕組みやエンディングノート等の活用を知る機会の提供など、尊厳をもってその人らしく地域で過ごせるよう周知啓発をしていくよう努めます。

### (2) 不正防止のための関係機関との連携

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっていることから、広く住民へ制度の理解を促すことにより、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

また、後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや、民間団体等を含むネットワークにより不正を未然に防ぐ体制の整備に努めます。

## 基本目標3. 利用者が制度のメリットを実感できる制度利用 (本人に相応しい制度利用を推進するために)

### (1) 利用者の把握と早期発見

医療や介護職、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークの構築により、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うよう努めます。

### (2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

後見人が制度利用者に対し、密接な身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

### (3) 現行の後見類型(後見・保佐・補助)から、民法改正後の新しい制度による 利用促進

現行の後見類型(後見・保佐・補助)等の制度から、民法の改正後は新しい成年後見制度の利用を促進します。制度の見直しにより、本人の意思尊重・意思決定支援、必要が生じたときの成年後見人等の交代、法定後見の期間設定・終了等を重点とした支援を行います。

また、支援対応の向上を図り、他の公的サービス等と連動した一体的な提供により、町社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」と連携し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行するよう努めます。

また、成年後見制度を利用したくても費用等の負担が難しい場合等、利用できない方に対し、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成や報酬の助成を行うことで、成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

## 第7章 計画の推進に向けた取り組み方針

### 1 協働による地域福祉の推進

本計画に掲げた施策の実現には、住民をはじめ、地域福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、福祉団体、ボランティア、NPOなどそれぞれの役割を適切に分担し、連携、協力して取り組むことが必要です。

このため、今後本計画の着実な推進を図るには、関係機関がいかに示す取り組みを実現していくことが期待されます。

#### 住民、事業主・ボランティア、NPOと行政による協働

福祉サービス利用者の視点に則してきめ細かく提供していくには、行政や社会福祉協議会にのみ頼るのではなく、住民、事業者、ボランティア、NPOなどが、相互に協力してサービスの提供に取り組む必要があり、期待される主な取り組みをあげると以下のようになります。

#### (1) 住民の役割

各種の講演や福祉活動、ボランティア活動などへ参加するなどにより、福祉に対する意識啓発に努め、ひとり暮らし高齢者などへの声かけや見守り活動などに積極的に取り組むことが期待されます。

一人ひとりが自分にできることを自ら考え、まず行動に移すことが大切です。

#### (2) 事業者の役割

社会福祉に取り組む事業者は、国や道の福祉施策の方針等を踏まえ、南富良野町の特徴、特色にあわせた、質の高いサービスを継続的に提供していくことが期待されます。また、住民への福祉サービスに対する情報提供や相談などに積極的に取り組むことが期待されます。

一般の事業者は、地域の一員として福祉活動への参加や障がい者の雇用機会の拡大への協力など、社会への貢献活動に積極的に取り組むことが望まれます。

#### (3) ボランティア、NPOの役割

子育て支援、高齢者支援など専門性の高い分野では、その活動をより活発化するとともに、住民のボランティア受け入れにとどまらず、活動内容の住民各層への広報や行政への施策提言を行うことも期待されます。

さらに、他地域の同様な活動を行う組織との情報交換や人的な交流などの連携を深め、新たなサービス提供を検討することを望みます。

#### (4) 社会福祉協議会の役割

南富良野町社会福祉協議会は、住民の福祉ニーズを発掘、発見するとともに、地域に根ざした在宅福祉サービスの適切な提供を担う機関として、大きく貢献しています。

また、今後さらに福祉団体や住民、ボランティア組織の活動と連携を図り、効果的な事業推進を行うことが期待されます。

#### (5) 行政の役割

行政は、地域福祉計画の理念や目標、施策方針を住民にわかりやすく示し、計画の着実な進捗管理を行う必要があります。

さらに、計画に盛り込まれた福祉施策を確実に推進することが期待されます。

## 2 行政と社会福祉協議会との連携

本計画の推進には、南富良野町と社会福祉協議会の密接かつ強力な連携が不可欠です。

社会福祉法上で社会福祉協議会は、当該市町村において、地域福祉の推進を担う中心機関として位置付けられており、地域の住民と身近に触れ合いながら、「地域福祉実践計画」を通して、地域福祉の推進に向けて寄与することが期待されています。

このため、行政と社会福祉協議会の密接な連携のもと、地域福祉計画と地域福祉実践計画に基づいて、各種施策の推進に積極的に取り組む必要があります。

## 3 計画の検証と見直し

本計画は、5年間にわたる計画であり、地域課題や住民ニーズの変化、福祉関連施策に関する国の方針変更等に柔軟に対応しながら、地域の実情を踏まえた現実的な取り組みが欠かせません。

このため、継続的に計画内容の検証・見直しを行い、計画を実行するため、地区座談会の開催など、住民の意見や生活実態を適切に反映することが重要です。

# 資料編

## 1 富良野圏域における福祉関連サービス一覧

分類	サービス内容	地域	事業所・行政機関など
障害者福祉関連	居宅看護	富良野市	富良野社会福祉協議会
		富良野市	富良野社会福祉協議会
		富良野市	愛・訪問介護ステーション富良野
	重度訪問看護	富良野市	SOMPOケア 富良野 訪問介護
		富良野市	ニチケアセンターふらの
		上富良野町	上富良野社会福祉協議会
	児童発達支援	富良野市	富良野社会福祉協議会
		富良野市	愛・訪問介護ステーション富良野
		富良野市	SOMPOケア 富良野 訪問介護
	放課後等デイサービス	富良野市	ニチケアセンターふらの
上富良野町		上富良野社会福祉協議会	
富良野市		すくすく	
短期入所	富良野市	富良野市こども通園センター	
	中富良野町	こども教室そよかぜ広場	
	上富良野町	上富良野町発達支援センター	
生活介護	富良野市	のーびる	
	富良野市	ビー玉	
	上富良野町	上富良野町発達支援センター	
施設入所支援	富良野市	放課後等デイサービス「ゆうひ」	
	富良野市	富良野からまつ園	
	富良野市	富良野からまつ園	
共同生活援助	富良野市	富良野からまつ園	
	富良野市	南富良野こざくら園	
	富良野市	北の峰学園	
就労移行支援	富良野市	ラベンダーハイツ	
	富良野市	南富良野からまつ園	
	富良野市	南富良野こざくら園	
就労継続支援A型	富良野市	北の峰学園	
	富良野市	なんぶ〜香房（びあ）	
	富良野市	ライフサポート彩	
就労継続支援B型	富良野市	さくら荘	
	上富良野町	グループホームかみふらの	
	富良野市	サポートステーションさきづぶ	
地域相談支援（地域移行支援）	富良野市	サポートステーションさきづぶ	
	富良野市	カナエル	
	中富良野町	こもれびより	
地域相談支援（地域定着支援）	上富良野町	就労継続支援事業所「とむとむ」	
	上富良野町	就労継続支援事業所「てとりす」	
	上富良野町	ヒューマンインターフェイス㈱	
計画相談支援	富良野市	なんぶ〜香房	
	富良野市	カナエル	
	富良野市	北の峰学園	
障害児相談支援	富良野市	デイサービスセンター ぎくみ野	
	富良野市	サポートステーションさきづぶ	
	富良野市	ひのでより	
特別養護老人ホーム	富良野市	はーぶ	
	富良野市	freesia	
	富良野市	Mutual Support Center ラベンダーの郷	
養護老人ホーム	中富良野町	Libre	
	上富良野町	就労継続支援事業所「とむとむ」	
	上富良野町	就労継続支援事業所「てとりす」	
老人保健施設	上富良野町	デイサポートかみふらの	
	富良野市	相談支援事業所ふらっぶ	
	富良野市	歩み	
予防グループホーム（グループホーム）	富良野市	富良野地域生活支援センター	
	富良野市	相談支援事業所ふらっぶ	
	富良野市	歩み	
住宅型有料老人ホーム	富良野市	富良野市相談支援センター	
	富良野市	富良野地域生活支援センター	
	富良野市	freesia	
サービス付き高齢者向け住宅	中富良野町	そよかぜ相談室	
	中富良野町	ひだまりハウス	
	富良野市	富良野市相談支援センター	
生活支援ハウス	富良野市	富良野地域生活支援センター	
	富良野市	freesia	
	中富良野町	そよかぜ相談室	
療養型医療施設	中富良野町	ひだまりハウス	
	上富良野町	上富良野町児童相談支援センター	
	上富良野町	上富良野町発達支援センター	
老人福祉関連	富良野市	富良野からまつ園	
	富良野市	北の峰学園	
	富良野市	特別養護老人ホーム〜味園	
特別養護老人ホーム	富良野市	特別養護老人ホーム北の峰ハイブ	
	中富良野町	特別養護老人ホームこぶし苑	
	上富良野町	特別養護老人ホームラベンダーハイブ	
養護老人ホーム	富良野市	養護老人ホーム寿光園	
	富良野市	老人保健施設ふらの	
	富良野市	老人保健施設げんこう・ふらの	
住宅型有料老人ホーム	富良野市	グループホームごりょうの丘	
	富良野市	グループホームあんしん・ふらの	
	富良野市	グループホームほがらか	
サービス付き高齢者向け住宅	富良野市	ニチケアセンターしのめ	
	中富良野町	グループホーム康陽	
	上富良野町	グループホームはーぶ	
生活支援ハウス	上富良野町	グループホームおそろ	
	富良野市	住宅型有料老人ホーム グループハウス楓	
	中富良野町	住宅型有料老人ホームたんぽぽ	
療養型医療施設	上富良野町	住宅型有料老人ホームやまびこ	
	富良野市	サービス付き高齢者向け住宅 花・水・木富良野	
	富良野市	サービス付き高齢者向け住宅 すえひろ	
老人福祉関連	富良野市	高齢者生活福祉センター くるみ園	
	富良野市	富良野市相談支援センター 和楽園	
	富良野市	社会事業協会富良野病院	
特別養護老人ホーム	富良野市	富良野市	
	富良野市	ふらの西病院	
	上富良野町	上富良野町立病院	

## 2 南富良野町及び社会福祉協議会の福祉関連サービス一覧

分類	部署・事業名	サービス内容	
南富良野町	保健福祉課	社会福祉係	人権擁護、障害福祉、児童福祉、特別児童手当、福祉施設、福祉行事などに関すること
		介護医療係	介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費の助成などに関すること
		保健指導係	各種健診(検診)、母子保健、健康相談、訪問指導などの健康づくりに関すること
		診療所医療係	診療所などに関すること
	こどもやか	こども育成係	母(父)子福祉、児童福祉、児童手当、保育所などに関すること
		保育所	幾寅保育所、金山保育所に関すること
		子育て支援センター	子育て家庭などに対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援に関すること
	関係団体	民生委員児童委員協議会	地域の身近な相談相手として委嘱された委員の連絡及び調整などを行います
		高齢者事業団	高齢者の能力や経験を生かし、臨時的、短期的な仕事をすることで、生きがいや社会参加を目的に行います
		日本赤十字社南富良野分区	赤十字の博愛精神に基づき、すべての人々の幸せを願い、明るくすまよい社会を築き上げていくため、身近な奉仕活動などを行います
	医療機関	町立幾寅診療所、町立金山診療所、町立落合診療所、町立歯科診療所、けん三のこば館クリニック	
南富良野町	在宅福祉サービス	生きがいデイサービス	一般高齢者及び特定高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤立感の解消と、自立生活の助長及び介護予防を図ります
		生活管理指導員派遣	65歳以上で要支援、要介護認定を受けていない方にヘルパーを派遣し、家事及び相談などを行います
		配食サービス	食事を作ることが困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います
		外出支援サービス	利用者の自宅と医療機関、在宅福祉サービスを提供する場所などとの間を送迎します
		軽度生活援助	運転代行、買物、通院。散歩助、軽微な修繕を行います
		寝具洗濯乾燥消毒サービス	日常使用している敷布団、掛布団及び毛布(丹前)の洗浄を行います
		除雪サービス	積雪のため公道までの歩行が困難な場合に随時除雪を行います
		介護保険事業	ホームヘルプサービス、デイサービス、ケアマネジメントを行います
		障がい者福祉サービス	身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対し、適正な相談支援と指定居宅介護サービスを提供します
		福祉移送サービス	高齢者や障がい者などの異動手段を確保するため、送迎用車両により、利用者の自宅と医療機関、在宅福祉サービスを提供する場所などとの間を送迎します
	地域福祉事業	地域包括支援センター	地域の高齢者に対して、包括的・継続的なケアマネジメント業務を行います
		小地域ネットワーク活動	町内会などの小地域を基盤として、住民の参加・協力による「たすけあいチーム」を組織し、ひとり暮らしでも安心して生活できる環境づくりを目指します
		ボランティアセンター	ボランティアの発掘・登録、ニーズの発掘と活動の拡大・充実
		ふれあいいきいきサロン	地域住民が楽しみながら気軽に集えるサロン活動が展開できるよう各町内会などと連携してサロン活動の推進を図ります
		生きがい支援事業	生きがいデイサービスの帰宅時に買物などの機会や小グループ単位で買物などのためのお出掛け支援を行います
		生活サポートセンター	日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心して自分らしく生活できるよう権利擁護を行います
		福祉資金貸付	低所得者や失業者などの生活再建に向けたセーフティネットとして、継続的な相談支援と併せて生活費や一時的な資金の貸付を行います
		ノーマライゼーション普及啓発	福祉スポーツ大会、社会福祉大会、ふれあい合同園祭を開催します
	社協関係団体	老人クラブ連合会	単位老人クラブ相互の連絡協調及び発展を図り、老人の福祉向上を図ることを目的とします
		母子会	会員相互が励まし合い、希望ある人生を目指し、共に女性としての自覚を高揚し、楽しい生活と子弟の教育に邁進し、母子福祉の向上を図ります
身体障害者福祉協会		身体障害者福祉法の精神に基づき、適切な事業を行い、常に障害者相互の連絡を密にし、相共に福祉の増進を図ります	
赤十字奉仕団		赤十字の博愛精神に基づき、すべての人々の幸せを願い、明るくすまよい社会を築き上げていくため、身近な奉仕活動などを行います	
戦没者遺族会		戦没者遺族の友愛及び相互扶助を目的とします	

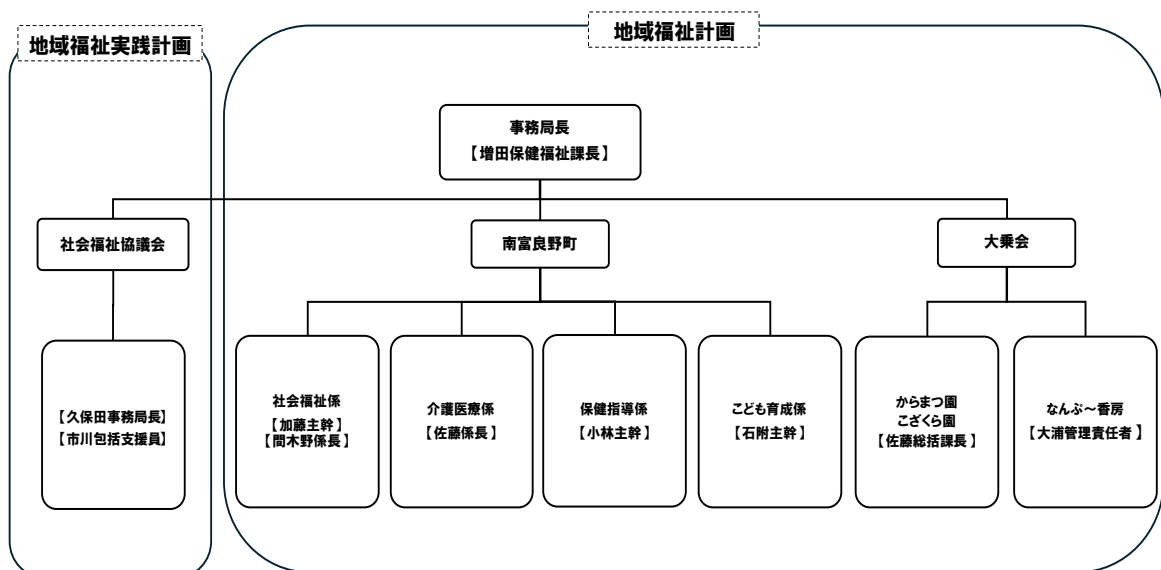
### 3 南富良野町地域福祉計画策定委員会名簿

区分		所属団体名	委員氏名	住所
福祉		民生委員児童委員協議会	後藤 健壽	幾 寅
"		南富良野大乗会	加藤 友和	幾 寅
医療		町立診療所	黄 士哲	幾 寅
各団体等	教育	南富良野小学校PTA	早坂 友宏	幾 寅
	女性	婦人団体連絡協議会	大宮 愛子	幾 寅
	高齢者	老人クラブ連合会	河野 高好	下金山
町長が認める者		北落合連合会	加藤 大介	北落合
"		落合連合町内会	目黒 義重	落 合
"		金山民主会	山上 隆裕	金 山
"		下金山自治連合会	及川 智	下金山
計		10名		

### 4 南富良野町地域福祉計画策定委員会の検討協議経過

区分	期 日	住 所
第1回	令和8年3月12日(木)	委嘱状交付/委員長・副委員長選出 計画の策定概要/町民アンケート調査結果 現行計画の評価検証/計画書(素案)
第2回	令和8年3月25日(水)	計画書(素案)

### 5 南富良野町地域福祉計画策定事務局体制



## 6 南富良野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 高齢者や障がいのある方、子どもを含めたすべての町民が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと誇りをもって生活を送ることができることを目的に、南富良野町地域福祉計画(以下「計画」という。)を町及び町民並びに保健・医療・福祉・教育等関係者の参画のもとに策定するため、南富良野町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行ない、計画案の策定を行なう。

### (組織)

第3条 委員会の委員は10名以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

1 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1)医療・保健、福祉関係に携わる者
- (2)各関係団体に携わる者(高齢者・女性・子育てなど)
- (3)町長が認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、当該計画書案の作成をもって満了とする。

1 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 1 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

1 委員長は、必要があると認めるときは、有識者等を出席させて意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

### (費用弁償)

第8条 委員会の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

1 報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月12日から施行する。

#### (失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

編集・発行

第5期  
南富良野町地域福祉計画  
南富良野町地域福祉実践計画  
令和8年3月

- 南富良野町保健福祉課  
電話 0167-52-2211
- 社会福祉法人 南富良野町社会福祉協議会  
電話 0167-39-7711

所在 〒079-2403  
北海道空知郡南富良野町幾寅  
保健福祉センター みなくる